

令和6年第4回定例会

一宮町議会会議録

令和6年12月10日 開会

令和6年12月10日 閉会

一宮町議会

令和6年第4回一宮町議会定例会会議録目次

第1号（12月10日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議会運営委員会委員長の報告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
町長の行政報告	4
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
一般質問	12
篠瀬寛樹君	12
川城茂樹君	19
大橋照雄君	22
宇佐美信幸君	38
畑場博敏君	44
鶴沢清永君	54
袴田忍君	55
藤井幸恵君	61
認定第1号～認定第5号の委員長報告、質疑、討論、採決	66
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	79

議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
同意案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
発議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
日程の追加	96
発議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	97
閉会の宣告	98
署名議員	99

第 4 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

12 月 10 日 （ 火 ）

令和6年第4回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

令和6年12月10日招集の第4回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は14名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	篠	瀬	寛	樹	2番	宇	佐	美	信	幸
3番	藤	井	幸	恵	4番	川	城	茂	樹	
5番	大	橋	照	雄	6番	小	林	正	満	
7番	鵜	沢	清	永	8番	鵜	沢	一	男	
9番	小	安	博	之	10番	吉	野	繁	徳	
11番	森		佐	衛	12番	杵	場	博	敏	
13番	袴	田		忍	14番	小	関	義	明	

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬淵昌也	副町長	大場雅彦
会計課長	横山千尋	教育長	竹之内達生
総務課長	高田亮	企画広報課長	渡邊高明
税務課長	鎗田浩司	住民課長	目良正巳
福祉健康課長	関晴美	都市環境課長	森常磨
産業観光課長	田中一郎	子育て支援課長	中村晴美
教育課長	渡邊浩二		

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	御園明裕	書記	長谷川里紗
------	------	----	-------

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の行政報告

日程第五	請願第 1 号	訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定を求める請願書
日程第六	一般質問	
日程第七	認定第 1 号	令和 5 年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第八	認定第 2 号	令和 5 年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第九	認定第 3 号	令和 5 年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第十	認定第 4 号	令和 5 年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第十一	認定第 5 号	令和 5 年度一宮町農業集落排水事業会計決算認定について
日程第十二	議案第 1 号	一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の一部変更について
日程第十三	議案第 2 号	工事請負契約の一部変更について
日程第十四	議案第 3 号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について
日程第十五	議案第 4 号	令和 6 年度一宮町一般会計補正予算（第 5 次）議定について
日程第十六	議案第 5 号	令和 6 年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 次）議定について
日程第十七	議案第 6 号	令和 6 年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第 2 次）議定について
日程第十八	議案第 7 号	令和 6 年度一宮町農業集落排水事業会計補正予算（第 3 次）議定について
日程第十九	同意案第 1 号	一宮町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第二十	発議案第 1 号	国庫負担で学校給食費の無償化を求める意見書
日程の追加		
日程第一	発議案第 2 号	訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬再改定を求める意見書

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（小関義明君） 皆さん、おはようございます。

年末のお忙しい中、早朝よりご参集いただきまして誠にありがとうございます。

12月に入りまして大分寒くなってまいりました。風邪などを引かないように健康管理には十分気をつけていただきたいと思います。

それでは、ただいまから令和6年第4回一宮町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（小関義明君） ただいまの出席議員数は14名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（小関義明君） 日程に入る前に、議会運営委員長より、本定例会の運営について発言の申出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、10番、吉野繁徳君。

○議会運営委員長（吉野繁徳君） 10番の吉野です。会期について、議会運営委員会から報告をいたします。

本定例会に提案されるものは、町長の行政報告をはじめとして、請願1件、また、閉会中の継続審査でありました決算認定の報告のほか、工事委託に関する協定の一部変更1件、工事請負契約の一部変更1件、規約の変更に関する協議が1件、補正予算4件、人事案件1件、その他発議案が1件であります。

なお、請願の採決結果によっては、意見書提出の発議案が追加で提出されます。

また、一般質問は8名の議員から提出されておりますもので、以上を勘案いたしまして、会期については本日1日としたいと思います。

以上、報告を終わります。

○議長（小関義明君） どうもご苦労さまでした。

◎議事日程の報告

○議長（小関義明君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は、既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小関義明君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

12番、畑場博敏君、13番、袴田 忍君、以上、両名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（小関義明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小関義明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員から議会定例会概要報告書の提出がありました。

別紙諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付しております。これをもってご了承願います。

◎町長の行政報告

○議長（小関義明君） 日程第4、町長の行政報告を行います。

馬淵町長より、本定例会に当たり行政報告を行いたい旨の申出がありましたので、これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和6年第4回一宮町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会では、令和5年度の決算認定や同意案など、合計13件の案件をご審議いただきますが、開会に先立ちまして、町政運営の概況をご報告申し上げます。

初めに、総務課所管の防災関係についてであります。

さきの9月29日に津波避難訓練を実施いたしました。当日は、町民の皆様が避難の経路や所要時間を確認することで、適切な避難を行えるようにすることを目的とし、消防団や自主防災会、地元区、アマチュア無線クラブ、津波避難施設の方々など、多くの方々のご協力を得て、771名の町民の方にご参加いただきました。

また、同日開催で消防団主催の消防体験フェスを行いました。こちらは、お子様たちも放水体験などを通して、消防団をより身近に感じていただけるイベントとなりました。

次に、11月21日に、町内で木造住宅が全焼し、お住まいの方が負傷され、隣家に延焼する火災が起きました。対応にあたっては、多くの消防団員の方が出動し、消火活動に従事いたしました。被災された皆様にお見舞いを申し上げますとともに、消防団員の皆様のご尽力に感謝を申し上げます。

続きまして、企画広報課所管の業務についてであります。

一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点戦略に掲げております世界サーフィン保護区認定に向けた取組についてですが、第1弾として、11月10日に中央公民館を会場に、町の魅力発表会を開催いたしました。当日は、各種団体のキーパーソンがパネリストとなり、一宮町に欠かせない魅力や、世界サーフィン保護区に認定されることが町にどのような効果があるかなどを中心にディスカッションを行いました。参加した小学生の方からは、自然豊かな伝統的歴史として、今も存続している地引き網などについて、絶やすことなく後世に残していきたいといった、一宮愛にあふれるご意見などをいただきました。

当日は75名の参加により成功裏に終了することができ、今後も、世界サーフィン保護区認定の申請で必要となる5つの評価基準に沿った講演会やワークショップなどを町民参加型で行うことで、町の魅力を多くの皆様と共有してまいります。

続きまして、税務課の所管業務についてであります。

地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰対策として、本年6月議会で予算措置をお願いいたしました定額減税補足給付金事業についてですが、10月末に受付を終了し、97%に当たる2,034名の方に給付を行いました。なお、令和6年分の所得税額が確定した後、当初の給付

額に不足があることが判明した場合には、令和7年度中に追加で給付する予定です。今後、国からの情報が得られ次第、速やかに給付できるよう事務手続を進めてまいります。

続きまして、福祉健康課の所管業務についてであります。

初めに、福祉事業関係です。

長引く物価高騰に伴う生活支援として、令和6年度に、新たに住民税非課税均等割のみ課税となる世帯を対象に、1世帯当たり10万円を給付し、また、その世帯のうち平成18年4月2日以降に生まれた18歳以下の児童を扶養している世帯、児童1人当たり5万円を給付する低所得世帯支援金給付事業についてであります。本事業につきましては、10月15日に受付を終了し、260世帯に支給し、子ども加算については、36世帯60名分の給付金を支給いたしました。

次に、健康事業の関係です。

令和6年度から新たに助成を開始いたしました子供のインフルエンザワクチン任意接種がありますが、10月1日から実施医療機関において接種が開始されております。なお、接種期間は、例年実施しております高齢者のインフルエンザワクチン定期接種と同様に、1月31日までとなっております。接種をご希望される方は、医療機関の混雑が予想される年末年始を避けていただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、子育て支援課所管の業務についてであります。

保育所関係ですが、町内保育所・認定こども園の令和7年度入所・入園一次申込受付が11月1日に締切りとなりました。その申込状況について、在園児数を含めご報告いたします。町内4か所の保育部全体の定員が380名のところ、306名の申込みがありました。しかし、入所希望施設及び年齢別のクラスによっては定員超過となっているため、この後、入所調整を行い、1月上旬に申込者に結果を通知する予定です。

また、児童手当の拡充ですが、12月支給分より所得制限を撤廃し、高校生世代までの支給期間延長をいたします。また、第三子以降の支給額は月額3万円に増額し、支払い月が年3回から偶数月の年6回となりました。このことにより、児童手当支給者が約300名増加いたしました。

次に、子ども・子育て支援事業計画ですが、現在、第3期計画について、子ども・子育て会議での意見を反映させており、年内に素案を作成する予定です。さらに、年明けにパブリックコメント及び最終案についての検討を行い、3月に完成する予定です。

続きまして、産業観光課所管の業務についてであります。

まず、農業関係について申し上げます。森林環境譲与税に関連する協定を締結した市川市と、さきの10月12日に、里山への理解や関心を深めることを目的に、憩いの森合同イベントを開催いたしました。当日は、市川市の児童29名、一宮町の児童9名が参加し、天候にも恵まれ、市川市の自然観察専門員の解説を受け、両市町の児童が自然と触れ合い、森づくりの楽しさや大切さを感じ、互いをつなぐ出会いの場となりました。

また、第43回一宮町農林商工祭を10月27日に開催いたしました。町内店舗をはじめ、合計41団体の出展等があり、出演団体の創意工夫を凝らしたイベントや、サンマ、野菜などの特売も行われ、会場は大いに盛り上がり、約2,500名の方にご来場いただきました。

次に、長生地域の農業を総合的に支援する長生農業独立支援センターについてです。今年に入り、これまで2名が長ネギとハーブで新規に就農しております。さらには、トマト、ナシ、イチゴの各栽培品目を希望する4名が新規就農に向けて研修等を行っております。

今後も、農業人フェアや就農相談イベントへの参加、さらには、農業見学・体験バスツアーなどを開催し、新規就農者の育成及び安定的な営農定着を目指し、長生農業独立支援センターと協力してまいります。

続きまして、商工関係です。まず、プレミアム付商品券の経過報告です。今回は大変好評であり、発行数3,600冊に対して4,444冊の購入申込みをいただき、抽せんによる販売となりました。現在は販売期間が終了し、町内の各種店舗でご利用いただいております。使用期限は来年1月15日までとなっておりますので、引き続き利用促進に向けた周知活動に努めてまいります。

次に、観光関係です。10月6日に、第11回九十九里トライアスロンを開催いたしました。今年も2,000名ほどのエントリーがあり、2024年中で日本最大級のトライアスロン大会となりました。九十九里有料道路及び一宮海岸周辺においてレースを行い、ボランティアとして多くの地域住民の方にもご参加いただきました。そして、フィニッシュ会場では、多くの選手の皆様から、ボランティアの心温まる声援に励まされ、無事に完走できたと感謝の声をいただきました。

また、昨年同様、参加者に対し、町内加盟店で利用できる1,000円のクーポン券を配布したところ、大変多くの皆様にご利用いただき、この大会がもたらす経済効果を実感いたしました。今回も、安全対策に万全を期して臨んだ結果、大きな事故もなく大会を終えることができました。

今後も、町民及び全国の参加者に愛される大会になるよう、大会実行委員会にて努めてま

います。

続きまして、都市環境課所管の業務についてであります。

初めに、建設事業についてです。今年度予定している道路工事につきましては、11月28日に、今年度9回目となる入札を行い、件数ベースで9割の発注を終えました。残りの工事につきましても、1月中の発注を予定しているところであり、確実に今年度の予定工事を進め、支障箇所の改善に取り組んでまいります。

次に、有害鳥獣対策事業の関係です。イノシシなどの有害鳥獣による農作物への被害防止対策として、猟友会の皆様などと連携し、継続的に捕獲・駆除による対策に取り組んでおります。今年度につきましては、11月末までに、イノシシやニホンジカなどの大型獣24頭、キョンやアライグマなどの小型獣231頭を捕獲・駆除いたしました。引き続き、有害鳥獣による農作物への被害を防ぐため、捕獲・駆除による対策に努めてまいります。

次に、都市整備事業の関係です。ストックマネジメント計画に基づく中央ポンプ場の大規模改修事業につきましては、昨年度から進めてまいりましたポンプ長寿命化工事が11月29日に完了いたしました。今年度は、引き続き換気・空調設備ほか更新工事と、電気設備更新工事を進め、安心・安全な生活に資する中央ポンプ場の安定的な排水機能の確保に取り組んでまいります。

続きまして、教育課所管の業務についてであります。

まず、学校教育関係についてであります。8月7日に一宮町通学路安全推進会議において、通学路合同点検を実施いたしました。指摘事項につきましては、関係課や関係機関と協力しながら、カーブミラーや立て看板を設置するなど、10月までに対応を行い、通学路の安全確保に努めております。

次に、小中学校の行事についてです。一宮小学校は10月19日、東浪見小学校は10月26日に、秋季大運動会を開催いたしました。両日とも天候に恵まれ、児童たちは日頃の成果を存分に発揮することができました。

中学校では、10月18日と23日にやまゆり祭が開催されました。合唱コンクールでの各学年の合唱や、吹奏楽部のすばらしい演奏などが披露されました。

次に、小中学校の工事や修繕などの実施状況についてです。東浪見小学校では、校舎の雨漏り対策のため、応急的に屋上防水修繕を行いました。限定的ではありますが、窓サッシ工事も実施した結果、現在のところ、台風などの大雨においても広範囲の雨漏りは発生しておりません。

また、令和8年度の大規模改修に向け、改修の規模を判断するための校舎耐力度調査委託料を本議会の補正予算で要望しておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

一宮小学校では、本格的な夏の暑さになる前に、相談室や給食調理員の休憩室にエアコンを設置するとともに、冬に向けて暖房機の点検を実施し、結果に基づいた修繕を行いました。また、給食事業については、給食備品のガス回転釜を新たな機器へと更新いたしました。

一宮中学校では、給食施設の給湯管漏水工事を実施したほか、冷蔵庫やガス炊飯器を新たな機器へと更新いたしました。また、放送設備更新工事を実施するなど、生徒の安全確保に努めております。

引き続き、児童生徒が安心して学習に取り組める環境づくりを進めてまいります。

次に、社会教育関係です。まず、秋の恒例行事、総合文化祭の関係です。10月27日に予定しておりました芸能音楽祭、衆議院議員選挙のため急遽中止となりました。

一方、11月2日から4日にかけて開催した文化祭では、絵画や陶芸、写真、工芸、書道、手芸、歴史や自然関係、小中学生の作品など幅広い分野の展示を行い、3日間で約700名の方が来場いたしました。茶道の実演や水墨画、手芸、軽スポーツの体験などもあり、芸術文化を楽しむ機会となりました。

次に、文化財関係です。7月26日から9月30日まで「秋山先生と一宮町の自然」をテーマに、公民館2階で企画展示を実施しました。長年、一宮町の自然と生物を研究された秋山章男先生の資料から、一宮海岸や一宮川を中心とした町の自然に関する展示を行いました。

また、12月22日には「一宮藩の海防政策と九十九里地域」をテーマに、第2回目の文化財講座を開催する予定です。

次に、町史編さん事業についてです。現在、各分野の調査を進めながら、並行して、一宮町史研究の創刊号を編集中です。歴史や自然など幅広い分野の充実した内容になる予定です。また、令和7年に、綱田出身の政治家・関和知氏の没後100年を迎えることから、2月1日に、同志社大学の河崎吉紀教授をお招きして、講演会を開催する予定です。

次に、今年度の成人のつどいについてです。令和7年1月12日に20歳を迎える方を対象として、GSSセンターで式典を開催いたします。

最後に、中央公民館の整備についてです。一宮町中央公民館建設検討委員会を7月から5回開催し、11月6日の最終回で報告書をまとめました。今後は、報告書に基づき、公民館の機能だけでなく、幅広い用途で利用できる複合施設として整備を進めていく予定です。

終わりに、この定例会には、認定5件、協定の一部変更など3件、補正予算案4件、同意

案1件を提案させていただきましたので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上で行政報告を終わります。

○議長（小関義明君） ご苦労さまでした。

以上で町長の行政報告を終わります。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第5、請願第1号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定を求める請願書を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本請願は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員の説明を求めます。

12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） それでは、紹介議員から請願の趣旨の説明をさせていただきたいと思っております。

請願の件名は、訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定を求める請願書であります。

請願団体は、そこに書かれている社会保障推進千葉県協議会です。

趣旨でありますけれども、訪問介護事業所がなくなれば、住み慣れた家で暮らしていけない、親を介護施設に入れざるを得ない、3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が今年の4月から引き下げられ、このことにより不安の声が広がっています。

身体介護、生活介助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ、要介護者や家族の在宅での生活を支える上で欠かせないサービスであります。このままでは在宅介護が続けられず、介護崩壊を招かざるを得ません。

介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われますけれども、今回の引下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になるおそれがあります。2024年1月から10月の訪問介護事業所の倒産は72件、これは東京商工リサーチ調べであります、と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。

厚生労働省は引下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併用型、あるいは都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げているというもので、実態から乖離している、こういう状態であります。

訪問介護は特に人手不足が深刻です。長年にわたり訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は、常勤でも全産業平均を月額約7万円も下回っております。ヘルパーの有効求人倍率は、23年度14.14倍と異常な高水準です。

政府は、訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしています。しかし、既に加算を受けている事業所は基本報酬引下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引下げ分をカバーできない、こういう事業所が出ると予想されます。

今回の介護報酬改定では、介護職員の処遇改善のための報酬を0.98%引き上げるとしています。これにより、厚生労働省は、職員のベースアップを2024年度に月約7,500円、2025年に月6,000円と見込みます。しかし、財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは、介護人材の確保はますます困難になるだけです。

以上の趣旨から、下記の事項につき、地方自治法第99条に基づき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対して意見書を提出していただくようお願いいたします。

請願項目。

1、訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定を早急に行うよう、国と関係省庁に要望すること。

以上であります。ここにも書かれておりますように3年に一遍の報酬の改定ということで、今回、処遇改善は上げられていますけれども、この基本報酬が引き下げられた。介護職員の処遇改善のお金、これは小規模事業所の運営には使えないわけで、そういった点で事業所が潰れてしまうという危機感から、この請願が出てきているということでもあります。

そういった点で、ぜひこの辺をしんしゃくしていただきまして、皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小関義明君） 紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○議長（小関義明君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第5、請願第1号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定を求める請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本請願に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小関義明君） 起立多数。したがって、本請願は採択することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（小関義明君） 日程第6、一般質問を行います。

一般質問につきましては既に通告がなされておりますが、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられるよう、また、会議規則第53条により通告以外のことは発言できませんのでご了承願います。

◇ 篠 瀬 寛 樹 君

○議長（小関義明君） それでは、通告順に従い、1番、篠瀬寛樹君の一般質問を行います。

1番、篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 1番、篠瀬寛樹です。

私は2点質問がございますが、1点ずつ分けて質問させていただきます。

1点目ですが、災害時のペット同行・同伴避難について質問いたします。

初めに言葉の定義を確認いたしますが、同行避難とはペットと一緒に安全な場所まで避難すること。同伴避難とは、同行避難した上で、避難所で同じスペースでペットと生活できることです。

国では2013年に、東日本大震災を教訓に、同行避難を推奨する災害時におけるペットの救護対策ガイドラインを策定いたしました。

一宮町では、令和元年第4回議会での答弁から、自主運営による避難所運営マニュアルがあり、その中でペットについても記載があるが、実務的な避難所の運営に関わるマニュアル

などの作成は今後の検討課題としております。

日本でのペット避難と過去の大災害からでの背景から分かることは、東日本大震災ではペット同行避難を断られ自宅に戻るケースや、ペットを理由に避難をためらい自宅に残る方が相次ぎ、ペットとともに津波にのみ込まれた方が相当数いらっしゃいました。その後の熊本地震では、ペットを飼う多くの被災者が車中泊で避難生活を送っていたことが分かりました。

そのような背景から、ペットの存在を理由に避難しないことや、避難できないことは人命に直結するということです。

一宮町では、大津波の心配がある中で、ペット避難の需要のお話をいたします。

一宮町での2024年10月末時点での犬の登録数は736匹。10月1日の世帯数は5,516世帯。全国犬猫飼育実態調査によると、犬の飼育世帯当たりの平均飼育頭数は1.25匹でありますので、犬を飼っている世帯は、一宮町全体で10.67%、世帯数は589世帯が対象となります。

犬しか町への登録義務がありませんので、猫などの動物も含めればさらに対象世帯数は増え、相当数の需要があると考えます。

一宮町においても、人命第一という大前提を念頭に置きながら、まずは災害時のペット同行・同伴避難の現状について伺います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは篠瀬議員のご質問にお答えします。

ご指摘のとおり、ペットの避難については、災害時における避難を考える上で一つの問題であると認識をしております。

しかしながら、発災時という緊急性や諸々の制約のある中では、議員のおっしゃるとおり、人命の安全の確保が最優先されるという考えでございます。

現状といたしましては、ペットの同行避難につきましては、民間施設も含めて27か所ございます指定避難所、指定緊急避難所のうち14か所で主に屋外になりますが、受入れが可能となっております。

屋内の避難所としては、中央公民館を想定しておりますが、ここでもケージに入れていただくことなどが必要となります。

飼い主の皆様につきましては、避難所で円滑に過ごしていただくために、日頃から無駄ぼえをしない、基本的な号令に従うなどのしつけや、最低5日程度のペットフードやシーツな

ど必要物資のご準備をお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

篠瀬君。

○1番（篠瀬寛樹君） 再質問させていただきます。

一宮町は大津波の危険性がほかの自治体に比べて高く、有事の際に混乱が起こる可能性が大いにあると思います。

一宮町では、ホームページの中でペット同行避難について、避難場所や飼い主に対して必要事項等を記載してありますが、まずは探しにくいですし、これ、見たことある方も少ないと思います。

チラシ形式など紙一枚で作成して、飼い主の皆様へまずは周知していただきたいと思います。また、ハザードマップの中にもペット同行可能な記載も現状ありませんので、ぜひとも入れていただきたいなと思っております。

そして現在、同行避難可能な14か所ある指定避難所の中で、実際にペットと同行避難した場合、屋外にケージを置いておくにしても、雨風も防げない避難所もたくさん入っている現状でございます。

同行避難は可能だが場所のみの提供で、あとは飼い主の皆様で対応してくださいのよう感じしております。

指定避難所の一宮商業高校グラウンドなら、駐輪場や渡り廊下などにブルーシートを下げペットの置場の提供をすることや、GSSセンターならプールの更衣室にペットを入れておけるような対応が必要と考えます。

ペットは家族の一員であり、避難が必要なときにペットの面倒を見ることは、飼い主として当たり前のことです。必要なものを用意し、責任を持って備えていただくためにも、ペット同行避難できる避難所は、せめて雨風は防げるような対策が取れるよう、マニュアルをつくり、飼い主に周知させるべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、再質問にお答えします。

まず、津波の際は多くの方が最寄りの指定緊急避難所に避難し、生命、安全の確保をしていただくことになります。ペット同行可能な指定緊急避難場所につきましては、公園や神社仏閣、建物の屋上など屋外の高台になります。津波の危険性が過ぎ去った後に、ご自宅が被災された方などが指定一般避難所に避難されることが想定されます。

しかしながら現在、大津波時に屋内でペットの受入れをお約束できる避難所は町にはございません。今後につきましては、議員のご案内のG S Sセンターのプールの更衣室や学校等教育施設等について施設管理者等に協力を仰ぎ検討してまいります。

以上のように、現時点での大津波時のペットの避難につきましては、十分な対応が難しいのが現状です。

飼育者の皆様におかれましては、自宅が安全な場合であれば、そのままとどまる在宅避難、親戚・知人宅への避難、車中避難、ホテル避難など、様々な選択肢の中からペットの継続飼育ができるように、日頃から災害に対する準備をしていただければ幸いです。

ペット同行避難の周知につきましては、ハザードマップは、今年印刷を行ったばかりですので、次の更新時での掲載や広報紙などでの周知を検討いたします。

また、さきの11月15日には、公益社団法人千葉県獣医師会長生支部と、災害時における動物救護活動についての協定を締結し、負傷した動物に対する応急処置などのご協力をいただけることとなりました。これにより、今後のペット避難の環境の改善を期待しております。

以上です。

○議長（小関義明君） 再々質問ありますか。

はい。

○1番（篠瀬寛樹君） まずは建設的な答弁をいただきましてありがとうございます。

まずは一宮町では、避難所ごとに対応した対策のマニュアルを作成いただきまして、受入れ体制の強化をお願いいたしたいと思います。

その後の対応といたしまして、近隣市町村の中では、茂原市では新市長の公約として、ペット同行避難の拡充を掲げており、さらに、同伴避難に向けても強化していくと思いますので、近隣市町村との情報共有や対応方法の検討を進めていただければと思います。

次の質問にまいります。

続きまして、道の駅事業について質問させていただきます。

一宮町において長年議論されております道の駅につきまして、過去にも一般質問の中で多くの諸先輩議員の皆様により、必要性等、多くの意見がありますので、私からは発言しませ

んが、町長が2期目を目指された令和2年5月の選挙公報の中でも、釣ヶ崎海岸付近で防災も兼ねる経済拠点の建設を目指すところの中で、道の駅建設について、直近でいえば、川城議員からも一般質問がありましたが、改めて現状と今後について伺います。

さらに、道の駅の建設場所について質問させていただきます。

現状と今後についての質問をし、答弁をいただく前で大変申し訳ないんですが、令和4年第4回定例会での答弁とあまり変わらないと思います。長年進まない釣ヶ崎海岸付近での拠点整備です。町の財政状況と、公共施設の多くの課題を考える中で、先延ばしにすればするほど実現不可能だと考えております。私は、釣ヶ崎海岸付近での防災も兼ねる道の駅建設ができるのであればベストだと思いますが、現状、現実的でしょうか。

そこで、一宮町海岸広場への道の駅建設を提案したいと思います。あの場所は、九十九里有料道路の終点であり、遠方から一宮町に訪れる方々や、広くいえばいすみ市、御宿町、勝浦市といった、外房地域への観光で訪れる方々の玄関口と言っても過言ではない立地であると考えます。

現在は様々なイベントや公園広場として多くの方が利用していると思いますが、今後もさらに有効活用していくためには、近隣環境も含めて、可能性が高い土地柄だと考えます。

過去の町の答弁で、道の駅について、第2期一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、重点戦略の基本目標の具体的な取組先として、道の駅的な施設の設置に向けた検討を行うことを目標に掲げておりますので、今後も多種多様な手段を収集し、事業実現を目指してまいります、これは町の過去の答弁でございます。

多種多様な手段の中で、海岸広場はトイレもあり、駐車場も整備済み、建物を建てるだけで大丈夫です。はっきり言って、道の駅はもう時代遅れ感すらありますが、身の丈に合った、ほかの道の駅のいいところ取りをしたコンパクトな道の駅を目指していただきたいと思います。私思っております。

今から目指せば、デジタル田園都市国家構想補助金を活用し、来年度の申請から最短で2026年度の事業着手が可能です。また、PFI等の手法を利用して、町は賃借料等を頂くなどの方法もありますが、見解を伺います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、篠瀬議員からのご質問、道の駅事業についてお答

えします。

まず、現状と今後についてですが、釣ヶ崎海岸地先の県有保安林を候補地として構想してきており、これまで候補地の保安林解除、土地の借用もしくは買収の可能性について関係機関と協議を重ね、現在、継続協議中となっております。

また、一宮海岸広場への道の駅の建設提案をいただきましたこと、ありがとうございます。

議員のおっしゃるとおり、海岸広場にはトイレをはじめ駐車場や遊具も設置されており、広さなどにこだわらないものであれば、コストも安価であるとは認識しております。

しかし、海岸広場は現在も各種団体が年間を通じ各種イベント等を開催し活用しておりますので、海岸広場を道の駅の候補地として考えていくのであれば、関係団体、さらには関係機関と道の駅としての活用に向けた合意形成を図っていく必要があると考えます。

以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

はい。

○1番（篠瀬寛樹君） 再質問させていただきます。

最初の質問でも述べさせていただきましたが、各種イベントも含めて、より海岸広場を有効するためにもいいのではないかと質問させていただきました。

私自身も、睦沢町の道の駅事業に民間提案から建設、現在は経営側で携わっていますが、進めていくためには多くの合意形成や、数多くの各種協議、協定も必要です。合意形成を図っていく必要があると言われても当たり前のことで、どこで建てても同じことだと考えます。

釣ヶ崎海岸付近での道の駅事業の答弁では、やはり、令和4年第4回定例会、ちょうど2年前から目立った進展はなく、今後のスケジュール感の話もありませんでした。

私も、釣ヶ崎海岸付近での道の駅建設がベストだという前提の下で質問しております。ですが、計画の現状、一宮町の現状、今後の数多くある課題の中で、財政状況を考えたときに、未来を見据えてベストな選択をしていかなければなりません。

保安林を解除して埋立てした後で、上物までの未来が見えてきておりません。それであるならばと提案させていただきました。

例えば、道の駅は海岸広場に、デジタル田園都市国家構想補助金を活用して、現実的な計画を立て建設し、釣ヶ崎海岸付近は保安林を解除し、埋立てまでの計画を早急に進め、避難所にしておけば、避難所を兼ねた公民館や防災公園などをそこに建てるという選択肢も今後

生まれてきます。現実的であり、未来を見据えた提案だと考えますが、改めて見解と、長年時間をかけてきた中で、釣ヶ崎海岸付近での道の駅事業を進めていくのであれば、今までの答弁や、町長の公約の中でも、目指すという言葉が多く使っておりますが、決意とスケジュール感を伺います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、篠瀬議員の再質問にお答えします。

まず、決意についてでございますが、総合戦略にも掲げております防災拠点機能を備えたまちづくり拠点として、現在も関係機関と釣ヶ崎海岸地先で継続協議中でありますので、これを翻すことは考えておりません。

今後のスケジュールですが、関係機関との協議が調い次第、道の駅的な施設の構想も持ちながら、まずは津波一時避難所としての事業計画を策定する方向で考えております。

ただし、この事業計画を進める上でクリアしなければならない最大の課題としまして、これまでの一般質問でも答弁してまいりましたが、事業資金の調達について、町の財政状況をしっかりと見極めた上で、前向きに進めてまいります。

以上です。

○議長（小関義明君） 再々質問ありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○1番（篠瀬寛樹君） 再々質問させていただきます。

道の駅やるのかやらないのかよく分からなくなってきましたが、今の答弁で、津波一時避難所として事業計画を策定と聞くと、盛土して駐車場のみのような印象で、道の駅はどこに行ってしまったのかよく分かりません。何事にも順序があるのは理解しておりますが、長年時間をかけておきながら、上物の話は何もありませんでした。

過去の道の駅関係の一般質問を見ますと、令和3年第3回議会で2名の議員より、道の駅実現を、道の駅計画はとの質問に対して、答弁では、可能性を模索していく。令和4年第2回議会では、どうする道の駅に対して、可能性を模索していく。令和4年第4回議会では、なぜ進まない道の駅構想に対して、可能性を模索していく。今回も同様に保安林の解除、土地の借地もしくは買収の可能性を協議。これいつまでやるのでしょうか。

世の中には、マネジメントという考え方の中で、PDCAサイクルというものがあります

が、これ、もう考えが古いんですね。なぜかという、P、プラン、計画のときに時間をかけ過ぎて、いざ行動実行したときには、市場が変化してしまっているんです。

一宮町で考えても同様に、時間がたつにつれて新たな課題も出てきており、財政的にも実現の可能性が減ってきている現状で、未来図が見えません。

未来が見えないのであるならば、答弁で、海岸広場にはトイレをはじめ駐車場や遊具も設置されており、コストも安価であると認識しているじゃないですか。

提案いたしました新たな可能性も含めて、今後、検討・協議をしていただきたいと思います。ですが、最後に見解を伺います。

○議長（小関義明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、篠瀬議員の再々質問にお答えします。

再質問でも答弁させていただきましたが、防災機能を備えたまちづくり拠点として、関係機関と釣ヶ崎海岸地先で継続協議中でございますこれまでの流れを塞ぎ止め、方向転換することは望ましくないものと考えておりますので、ご理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小関義明君） 馬淵町長。

○町長（馬淵昌也君） 私からも追加でご答弁を差し上げます。

確におっしゃるとおり、私どものほうの答弁で、なかなかはっきりとしたことを申し上げられていないということは、今、ご指摘いただいたとおりで、大変申し訳なく思っております。

ただ、今、企画広報課長から申し上げたんですけれども、関係機関との協議が続いております。今、かなりな段階に達してきておりますので、もうしばらくお待ちいただければ、確実な一步を先へ進められると思います。

そこからまた新たに、篠瀬議員はじめ皆様と、その先の対応についてしっかりと協議をさせていただきたく、その点、何とぞご容赦をお願い申し上げます。存ずる次第でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小関義明君） 以上で篠瀬寛樹君の一般質問を終わります。

◇ 川 城 茂 樹 君

○議長（小関義明君） 次に4番、川城茂樹君の一般質問を行います。

4番、川城茂樹君。

○4番（川城茂樹君） 4番、川城茂樹です。

1点質問させていただきます。農業用水路の管理についてでございます。

農業用排水路は元来、地元の農家組合や土地改良で実施しており、今もその基本は変わっていないと思います。しかし、農家の高齢化や後継者不足など、諸般の事情によりやむを得ず耕作放棄地となっている農地も散見され、それに伴い、管理されていない用排水路も現れ始めています。このような管理されていない水路周辺の農地を耕作する農家が草刈り等を地元土地改良区に相談すると、用排水路の土地は町に移管されているので、町に相談するよう言われ、町に相談すると管理は地元で行っているの土地改良区と相談してほしいと言われることがあるなど、管理の区分が曖昧となっています。

このような問題は今後さらに増えていくことが予想されることから、町の担当部署と土地改良区が連携していくことが重要であります。

町主導で何らかの対策を講じていただきたく、以下2点を伺います。

1点目、土地改良担当部署と町水道管理担当部署との連携構築はどのように考えているのか伺います。

2点目、今後の農業用水路の管理の課題と対策について伺います。

以上です。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、ただいまの川城議員のご質問に対して答弁させていただきます。

まず、1点目の農業用水路の管理に向けての連携構築についてですが、農業用水路やため池などは、農業生産に不可欠な農業用水を供給する施設として、大変重要な役割を果たしております。しかし、近年、農業従事者の減少による維持管理の疎放化や混住化などの進行により、用水路に求める役割が変化してきております。

このため、今後、用水路の適切な維持管理方法等について、土地改良区を含めた関係各課の間で検討し、議論してまいりたいと思います。

続いて、2点目の農業用水路管理での課題と対策でございますが、これまで農業用水路の

草刈りや泥上げなど、農業用水路を利用するために必要とされる、こういった日常的な維持管理などについては、地元の皆様の共同活動によって支えられておりました。

しかし、近年の農村地域の過疎化や担い手の高齢化、そして農業従事者の減少や混住化などの進行により集落機能が低下し、従来のような管理作業を続けていくことが難しい状況になりつつあります。

このため、農地、農村が有する多面的な機能の維持を図るため、多面的機能支払交付金制度を活用し、水利施設などの維持管理を含む地域の共同作業に関わる活動の支援を行っております。

町といたしましては、今後も引き続き地域の共同活動を支援し、そして農業・農村の有する多面的機能の維持・発展や、農家の農地集積といった構造改革の後押しなどを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

川城茂樹君。

○4番（川城茂樹君） 再質問を行います。

ただいま田中課長が言ったとおり、基幹産業である農業と豊かな農村風景を後世につないでいくため、地域の皆さんの活動を支援する制度、それがまさしく多面的機能支払交付金制度でございます。その制度は昨年、どのくらいの活用実績があったのか、またいつ検討協議されるのか、具体的な説明を再度伺います。

○議長（小関義明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、昨年度の多面的機能支払交付金制度の実績でございますが、町内では農業者などによる組織が6団体活動しており、水路、農道、農地、のり面の草刈りや水路の泥上げ、農道ののり面維持などの地域資源の保全活動に対しまして、農地維持支払交付金として支援を行っております。

また、水路、農道、ため池の軽微な補修や景観形成、生態系保全などの農村環境保全活動及び老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修に対しましては、資源向上支払交付金として支援を行っております。

また、用水路の適切な維持管理方法における関係各所の検討協議の時期につきましては、現時点でいつまでに行うと申し上げることはできませんが、早期に行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 再々質問ございますか。

はい。

○4番（川城茂樹君） 再々質問はございませんけれども、要望といたしましては、年明ければすぐに種まきなどがもう来ますので、この検討を早急にやってもらいたいと思います。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 以上で川城茂樹君の一般質問を終わります。

会議開会后、1時間が経過しましたので、ここで15分程度の休憩といたします。

会議再開は10時15分といたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時15分

○議長（小関義明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 大橋照雄君

○議長（小関義明君） 次に、5番、大橋照雄君の一般質問を行います。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 5番、大橋です。質問を始める前に一言申し上げておきます。

今回は年末の会議になり、町民からの声を全て届けようと努力してまいりました。質問が7問となりましたが、同じ質問を袴田議員がされるということで、1問袴田議員に託しました。独居老人と老老介護について、この質問は取下げしました。したがって、6問となりますので、スピーディーに明快に進めていきたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いします。

それでは、質問に入ります。

今回も私は質問のテーマとして、今町民が一番知りたいこと、困っていること、やってほしいことを中心にお聞きします。そして、できるだけやってくださいと私は申し上げているつもりです。

まず、防災の対策についての質問から始めます。

令和6年11月10日付の新聞報道によりますと、地方交付金の対象拡大で防災避難所の環境改善に向け、国が移動式トイレやキッチンカーなどの導入費用を国が補助をすることとなつていきます。国はさらに防災庁の創設も計画しております。以上の流れから、当然町にもいろいろな防災計画があると思います。

そこでまず伺いたいのは、防災に対して町はどのように考えているのかということです。そして、その考え方に基づいて、具体的にどのような防災計画をお持ちか伺いたい。

まずは、避難所に対する町の考え方、捉え方をお聞かせください。その具体例としては、例えばトイレ、避難所のトイレ整備は二次災害防止策の要です。トイレについては、スフィア基準という国際基準があり、人数に対するトイレの標準の数などが示されています。町ではそうした基準に合わせて、避難所のトイレを整備する計画などがあるか、具体的な回答をお願いします。

質問終わりです。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、大橋議員のご質問にお答えいたします。

本町では、これまで様々な災害を経験し、その都度対策を強化してきました。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化する減災の考え方を防災対策の基本としております。

避難所のトイレの重要性は、令和6年能登半島地震の被災地である珠洲市へ当町から現地へ赴いた4名の報告等からも認識をしております。町では、能登でも使用されました断水時にも使用できる自動ラップ式のトイレの備蓄を進めております。しかしながら、こちらにつきましても、まだ十分な数はそろっていないのが現状です。

今後も議員のおっしゃる国の補助金の動向やトイレをはじめとする避難所関連の情報に注視して、避難所環境の向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

（「再質問」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） どうぞ。

○5番（大橋照雄君） 再質問いたします。

ただいまの減災を基本とありました。そして、スフィア基準の説明がありませんでした。納得いかないのので再質問します。

分かりやすく説明しますと、ここで言う減災が目的とは、被害が出ることを黙認するということですが、私の言う防災の目的は被害ゼロを基本とするということです。もっと分かりやすく言いますと、防災計画への出発点が違います。限りなく災害を、ゼロを目指して始めるのか、ある程度犠牲はやむを得ないところから始めるのかの違いです。ここには雲泥の差があります。お分かりですね、町長。

現在の風水害からも、過去のデータが通用しない災害が頻発していることが明白です。町長、そろそろ一宮町も減災ではなく、被害ゼロの防災に切り替えるべきではないでしょうか。できないなら町民に実態を公表してください。

避難所の環境の向上に努めるとの回答がありました。これは期待します。しかし、国の動向を見ながらではなく、一宮町としてはどうするのかを考えるのがまず先ではないですか。そして、国の動向でどう活用するかではないですか。後手後手政治に未来はないと私は思います。とにかく町民には結果が重要です。その点を考慮して答えてください。

それから、スフィア基準についての回答がありませんが、何でしたら私はその説明をしてもよろしいんですが、ぜひ回答をお願いします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、再質問にお答えいたします。

防災とは、災害を未然に防ぎ、被害がゼロの状態を目指すものと認識しております。当然、減災よりも防災が理想であることは承知しております。しかしながら、東日本大震災の巨大防潮堤の例を見ましても明らかなように、災害を完全に防ぐことは現実的に困難であることから減災を基本としております。

そして、この減災の考えを基に、町民の方に想定される被害を公表したものがハザードマップになります。

スフィア基準につきましては、目指すべきものとは認識はしております。しかしながら現在の計画は、主に国や県の計画やガイドライン等に基づき作成されたものとなります。

以上です。

○議長（小関義明君） 再々質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） どうぞ。

○5番（大橋照雄君） ただいまの答弁ですと、最初の減災はあくまでも町の基本方針でやっていくよと、こういう町長の声が聞こえました。

それからトイレなんですけれども、ラップ式トイレ、これあまり評判がよくないようなことも聞いているので、国が移動式のトイレを補助金を出して導入してくださいとお勧めが出そうなので、ぜひこれを検討してもらいたい。これを導入することによって、かなり環境が変わるので、ぜひ避難所の対策として、かなり避難所、一宮町は遅れていますので、ぜひこれを導入してほしい。

防災は行政にとって最重要の仕事なんですね。だから、まずこれを優先して仕事をしなければいけない。私は、町長が就任して間もなく、秘書課があるのに何で防災課がないんだという質問をして、やはり災害はそんなに仕事がないから、そんなの用意する必要ないんだという基本姿勢がありましたけれども、いまだかつてその基本姿勢がそのままだということが確認できました。

それで、町長はその姿勢が改まらないのかどうか、もう一度町長の考えを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（小関義明君） ただいまの質問に対する答弁求めます。

馬淵町長。

○町長（馬淵昌也君） 実際に被害をゼロにするというのを目指すというのは、それは大橋議員と私、特に違背するところはありません。同じです。

ただ、例えば、今、川の本流について、幸いに平成8年の豪雨による大氾濫を経て、河道の拡幅が行われました。県の、これ茂原のほうでは洪水があって、それを踏まえての流域治水ですね、これを進めています。その中で、何度もの、第三者の専門家の先生方のシミュレーションを含めて、この一宮川の改修計画が実行されても、これは中流域での流下量が増えるんですけれども、私ども最下流、一宮町での本流からの越水はシミュレーションでは全く起きないという結果が出ています。

こういうことを見ますと、私は川を拡幅したというのは、今大橋議員のおっしゃるのでは

減災から防災に進んだものだというふうに考えております。

これを目指すのが本来あるべき形、それは私も全く同感であります。さらに言えば、この大型の河川、一級河川は、ご存じのとおり河道の両側に幅広い氾濫というか、増水時に水が入るために広い河川敷を取ってあります。その外に土手があるんですね。ですので、増水時は大体この河川敷の中に水が収まる。平時は平らなところで様々な公共の用途にこれを、運動場などに使っている。そこまですると、例えば一宮川の場合、上流、中流、下流まで全てそのパターンでやれば、恐らくもう越水という問題はゼロになる。

ただ、こうしたことというのはもちろん目指していくんですけども、どうしても現実には私どものほう、取れる事業の規模に、どうしても時間的な制約、これからまた技術が進んで、より安価に、より確実にそういうことができるようになればまた変わってくるでしょう。しかし今、私どもの河川の両側には多くの方がお住まいで、その方々のまた移動なども、社会的移動なども考えなくちゃいけない。そういうことになりますと、この事業は理想としては考えますけれども、なかなか現実には難しい。

これは、先ほど津波の巨大防潮堤の話もございました。一宮町の場合、大体10.2メートルの津波が33分で来るとというのが千葉県のシミュレーション。そうしますと、ハザードマップをご覧くださいますと、今、海岸沿いには6メートルから6.5メートルの土手、これは数十年から数百年に一度の津波が来ても市街地が襲われないように県のほうで整備していただいたということです。しかし、この10.2メートルだと、これを越えて、ハザードマップでご存じのように、海岸部は、大橋議員のご自宅の辺りも浸水の危険があると、たしか私は拝見しました。

こうしたことをゼロにするということ、もちろん目指すのは、私は反対ではありません。しかし、例えばここに20メートルの防潮堤というものをコンクリートで、厚さ、どうでしょう、10メートルとか20メートルで構築するのか。それとも、ふだんはこの数十年から数百年、あるいは千年に一度の津波であれば、確実に発災時には命を守るということを前提に、ある程度その負担を皆様との共通理解の下で、そこはそうした20メートルのコンクリートの津波堤防を築かない、そういう選択もある。

そうした場合は、今度はどうやって確実に皆様が発災時に逃げていただくか。このことを共に確保するということになります。この場合、残念ながら住宅とか財産は破壊されてしまうかもしれません。しかし、お命がお守りできれば、またその次の暮らしを一緒に再建することができます。これがやはり減災の考え方です。

ですから、大橋議員のおっしゃることに反対は全く私はいたしませんけれども、現実にも、現実にも私がこういう状況の中で生きていく中で、一宮川については、大橋議員のおっしゃる防災にかなり近づいたと思いますけれども、例えば内水については、どうしても排水機場をあれだけつけても、11個あります。それでも、今の降水量だと、なかなか道路冠水は免れない。しかし、フルに回っていますので、数時間でこれが改善する。そのあたりはこれも減災ということになると思います。

一切の冠水を許さないととなりますと、今のこの排水機場の機能を大幅にアップしなきゃいけませんけれども、それだけの資本投下を我々は行うことができない。それだけの財政的余裕はない。ほかの様々な日常生活のために使う費用が必要です。

ですので、おっしゃることはよく理解しますが、現実には取れる施策の中では、防災と減災を組み合わせながら進むしかないということをお答え申し上げます。大橋議員のおっしゃること、目指すことについて異論はありませんけれども、現実にはそうした中で一步一步進めるということになっているということでもあります。

それから、ちょっと長くなって申し訳ありません。

お手洗については、私も大橋議員のおっしゃるとおり、これは非常に大事なことだと思いますので、様々な可能性をできる限り探っていきたいと思っております。ですので、今おっしゃっていただいたことも前向きに捉えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小関義明君） 次の質問をお願いします。

○5番（大橋照雄君） ただいまの町長の回答を要約しますと、相変わらず減災は基本だと。しかし、目指すのは同じ防災だよというような話でした。

それからトイレについては、国がそういう補助金を出すような動きがあるので、町としても検討して、町として検討するとやらないになっちゃうから、ぜひやりたいということでお答えいただいたということで理解します。

それでは2番目の質問に入ります。多くの町民が一番困っている、関心を持っている問題、簡易宿所で生ずる迷惑行為と地域住民の住環境について伺います。

去る9月の議会で私は、簡易宿所や宿泊客からの迷惑行為による住民の声を本会議に届け、町に住環境の改善を求めました。それから3か月が経過しているので、町としては当然対応し、改善を簡易宿所側に求めたと信じています。

そこで、お聞きします。被害者である町民を守るため、町はどのように状況を確認し、それを基に、どのような被害者保護対策、救済策を施行されたかお答えください。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、大橋議員のご質問にお答えいたします。

本件に関する詳細な答弁は個人情報保護の観点から控えさせていただきますが、現在は夏場の観光シーズンを過ぎたこともあり小康状態であること、また、このオフシーズンには、事業者側による改善策として、防音対策工事の実施が予定されていることを把握しております。引き続き状況を注視し、適切な対応に努めてまいります。

なお、本件にかかわらず騒音問題への対応は、聞く人の主観的感覚ではなく、実際の騒音値による客観的な判断が重要と考えており、現在その準備作業を進めているところです。

答弁は以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

はい、どうぞ。

○5番（大橋照雄君） 再質問いたします。今の答弁では納得できないので、再質問します。

町民が宿所などからの騒音に非常に困っている。精神的に追い込まれている人もいます。町はこれを助けるために迷惑防止条例を制定しました。それが被害者に効果が出ていない。そういうことを私はここでお伝えしているんです。

したがって、私は騒音発生側に対し、期限を設け指導し、従わない場合は罰則行使といった速やかな対応を町に求めています。

そこで伺います。先ほどの答弁で、騒音に対しては、実際の騒音値を測定し客観的に判断していくと言っていますが、そのような基本的なことはとっくに行っていないからいけないことだと私は解釈しております。非常にこれでは遅い。その開始時期などを含め、再度説明していただきたい。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁では、騒音問題への対応は個人差が生じる人の主観的感覚ではなく、客観的かつ公平に判断することが重要であるため、実際の騒音値による規制の導入に向けて準備作

業を進めている旨お答えをいたしました。

町ではこの規制について、来年の本格的な観光シーズンに入る前、令和7年度の早期には実施体制を整えたいと考えておりまして、現在関係法規の整備や測定に要する経費の確保など、必要な準備作業を進めているところです。

なお、規制の開始後は、数値基準に照らし合わせ客観的かつ公平に判断し、規定違反が確認された場合には、関係法規に基づく措置を適切に講じ、迷惑行為の防止や生活環境の保全に努めてまいりたいと考えます。

答弁は以上でございます。

○議長（小関義明君） 再々質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） はい、どうぞ。

○5番（大橋照雄君） では、再々質問いたします。

今の再質問の町長の答弁は、令和7年度の観光シーズンに入る前に被害者が迷惑にならないように対応しますと聞こえましたが、それでよろしいですかね。それでよろしければ町民の方にそうお伝えしますが、それでいいですか。

それから、最近同じく別のところで騒音問題を起こしている事業所があったんですが、ここは別の件ですが、犯罪を起こし逮捕されています。町がきちんと対応しなかったからではないかという町民もいます。私も同感です。

町長は簡易宿所の被害に困っている住民を助けるつもりはあるんでしょうか。時間稼ぎをしているだけで、責任を取りたくないのではありませんか。迷惑防止条例を制定したものの行使もせずに、先ほど篠瀬議員が言ったように、検討、検討、1年が過ぎてしまいました。今さら騒音レベルを計測して客観的な判断とは意味が分かりません。ここまで放置して逮捕者を出す結果を招いた責任は、どこにあるんでしょうか。この先さらに犯罪が発生して、さらなる最悪の事態が起きかねません。

このような町の恥ともいえるべき事態に、町長は何を考えているんですか。町長自ら自分の声でお答えいただきたい。

○議長（小関義明君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 議員はご存じないかもしれませんが、私どもは迷惑防止条例の制定の前から、そしてその後まで、個別のそういった事案については、私、担当をはじめ何人ものスタッフがご一緒に当該の方と状況を把握し、共に対策を立て、それを実行してきています。

議員がご存じなくて、私をあしざまに罵られるのは、それはご自由ですけれども、十分な認識に基づかず、そういうことをおっしゃっていただくのは、私は不本意に感じます。

それと、この犯罪の問題ですけれども、犯罪については、行政が、もちろん犯罪を犯していただかないようお願いは申し上げるわけですが、個々の、これは騒音問題と直接の関係はありません。騒音を起こすことが犯罪そのものであったわけではないわけですから、騒音問題を起こす方が、一方で別の犯罪を犯されたということであって、そこを結びつけて無理やり私どもの責任になさるのは、それは議員のご見識に問題があると私は思います。ここはきちっと分けてお考えください。

そして、これにつきましても、私どもはこの問題については、私どもの主観ではありませんけれども、この問題についてはきちんと対応を、私どもにできる範囲ですけれども、行って今日に至ってきておりますので、それも議員はご存じないということで罵っておられると思いますが、お控えいただければと思うところであります。

以上です。

○議長（小関義明君） 次の質問をお願いします。

○5番（大橋照雄君） ただいまの答弁で、私は罵っているんで非常に憤慨しておりますが、私は町民の気持ちをお伝えしておりますので、町民の方がこれで納得するかどうか。それはまた非常に問題だと思います。

次に移ります。

3番目、JR東口付近に多くの放置自転車が見受けられます。電車内から見苦しい印象を与えている。放置自転車が倒れてぶつかりそうになったという事例もあります。そうした懸念から、以下の3点について伺います。

町として何か対策は取っているのか。まだであれば、今後の対策をどう考えるか。

2番、現在の町無料駐輪場を整備して、利用しやすい施設にする考えはないか。

3番、体にハンディキャップがあり、東口近くに駐輪できるところがあるとありがたいという声もある。何か対策は考えられないか。

以上3点について伺います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、東口周辺の放置自転車対策について、私からは1

点目と3点目のご質問にお答えをいたします。

初めに、1点目の対策についてです。町では定期的なパトロールを実施し、放置自転車には貼り紙をすることで注意を促しております。しかしながら、効果が一時的であるため、先月の初旬には、線路沿いの防護柵に自転車の放置行為を注意する看板を設置いたしました。

引き続き状況を注視し、パトロールの強化や注意看板の増設、さらには町が設置した無料駐輪場への誘導強化など、放置自転車対策に取り組んでまいります。

次に、3点目の東口近くに駐輪できる対策は考えられないかについてです。

現在のところ、東口周辺に駐輪スペースを確保できる適地はありませんが、東口周辺の形態と関連性が強い神門踏切について、県による改良が検討されておりますので、その結果を踏まえた上で、東口周辺に駐輪スペースを確保できないか検討してまいりたいと考えます。

私からは以上でございます。なお、2点目のご質問は総務課長より答弁いたします。

○議長（小関義明君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、2つ目の駐輪場の整備についてお答えします。

町の無料の駐輪場につきましては、場内が暗いとの声を受けて簡易なソーラー式のライトを数基、今月設置をいたしました。

また、今までは資材置場としての用途がメインであったために、増設できなかった整理のための仕切りを来年度に増設することを検討しております。

以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

（「再質問あります」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） はい、どうぞ。

○5番（大橋照雄君） 再質問いたします。

1番、ただいまの答弁ですと、パトロール、注意看板、無料駐輪場への案内で対応していると、そういうふうにおっしゃっているように聞こえるんですが、それでよろしいですか。

次、2番目、今年度照明の設置、来年度はスペースを増設するでやりますということでもよろしいですか。

3番目、今のところ町としては具体策はないが、県の神門踏切事業次第で考える。そういう回答だったと思いますが、それでよろしいか確認したいと思います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

答弁をお願いします。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、再質問にお答えいたします。

1点目の答弁に関しましては、議員おっしゃられたとおり、パトロール、注意看板の設置、さらには町が設置した無料駐輪場の誘導強化、こうした取組を行っておるところでございます。

また、3点目の東口周辺に駐輪できるスペースを確保できないか、この件に関しましては、神門踏切の計画等を踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小関義明君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） 2点目につきましては、大橋議員のおっしゃるとおりで結構でございます。

以上です。

○議長（小関義明君） 再々質問ございますか。

（「再々質問ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） じゃ、次に質問をお願いします。

○5番（大橋照雄君） 次の質問いきます。

今年度照明設置、非常にありがとうございます。町民の方は喜んでおります。

次に移ります。

4番目、馬淵町政の看板政策である子育て・教育について。

馬淵町政の看板政策である子育て・教育の分野で、個別トピックで子育て・教育が近隣市町村に負けているとの町長自らが語ったとの新聞報道がありました。

そこで伺います。負けているトピックとは何ですか。なぜ負けたのですか。3期目でこの負けをいつまでに、どんな方法で、どんな成果にするのかお答えください。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、大橋議員の子育て・教育についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の新聞報道は、5月21日の千葉日報の記事だと思われませんが、ここで町長が申し上

げたのは、子育て・教育に関する町全体の施策のことではなく、近隣市町村が独自で実施している事業を当町では取り入れていないものがあるという意味で発言したものです。

その中の大きなものが、この記事でも報じられているとおり、小中学校の学校給食費完全無償化です。これは、これまでも議会の一般質問でもお答えしたとおり、町の財政状況を考えると、直ちに完全無償化を実施するのは困難であると考えておりますが、現在実施している第3子以降無償化の拡充など、段階的な手法について検討しているところです。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

はい、どうぞ。

○5番（大橋照雄君） ただいまの説明の確認をします。負けているのは、独自の政策ができていない。原因は財政状況が許さないからと言っています。町長の掲げた自主財源確保の財政運営が8年かけてできていないと言っていることになりますね。それが今回の質問で私は確認できた。したがって、町長の答弁は必要ありません。

次に移ります。

○議長（小関義明君） はい。

○5番（大橋照雄君） 次に、5番、町からの公式な情報の伝達体制について。

行政から発信される情報は、早く、正確に、広く平等に行き渡るようにするのが大前提です。しかし、町の体制は回覧板が主力となっている。それを補うデジタルメディアもあるが、回覧板の重要度はデジタルメディアの比ではない。しかし、回覧板は全戸には行き渡っておらず、区や自治会未加入家庭、回覧板拒否家庭には回覧板は届かない。

先日、ある区長さんから選挙公報の話があった。選挙公報も回覧板と同様、区長を通じて各家庭に配布されるが、区・自治会に未加入のところには届かない。届けるには別途ダイレクトに家庭訪問して配布しなければならず、時間的にも非常にきつい仕事となっている。選挙公報は、選挙権を持つ全世帯に配布することが法に定められており、区長に丸投げすべき案件ではなく、今の体制では全戸配布はできていないことを町も把握していると思う。大切な選挙情報がこのように処理されていいのだろうか、疑問を投げかけている。

選挙情報に限らず、このような情報難民に対して、町はどのような対策を考えているか。町民の区・自治会への加盟の実態把握はどのようになっているか。全町民の情報接触調査の考えを伺う。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） 大橋議員のご質問にお答えいたします。

選挙公報につきましては、立候補受付を完了する告示日以降にならないと印刷することができません。そのため日程的な猶予がどうしてもなくなります。

現状、町では、国・県の選挙につきましては回覧、町選挙につきましては、選挙期間が5日間と短いため新聞折り込みで配布を行っております。それ以外でも、ホームページ上での掲載や役場等に備えることにより、必要な方々が容易に入手できるように努めております。

また、町民の区・自治会への加入実態につきましては、回覧の配布数により把握をしております。

町の情報発信ツールにつきましては、ホームページの閲覧数や防災アプリの利用者数などにつきましては把握しておりますが、全町民を対象とした情報接触調査というものにつきましては、現在のところは予定をしております。

以上になります。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○5番（大橋照雄君） それでは、確認ですね。法律で決められていますけれども、それは十分果たしていないという内容の回答でした。

それから、登録、要するに区に入っていたり、自治会に入っている人たちの把握がきちんとはできていない。そして、接触して現場主義に徹する町長が、そういうことを接触してやっていないということが確認できましたので、再質問はしません。

次に移ります。6番目、ホップ・ステップ・ジャンプについて伺います。

町長は、今年の選挙で3期目に当選されました。その当選インタビューで、1期目から3期目までをホップ・ステップ・ジャンプと捉え、町長就任12年で結果を出すことが望まれているとお答えになっています。つまりそれは、ホップ・ステップの過去8年間の仕上げを、ジャンプとなるこの3期目、4年間で実行するということである。

そこで伺います。まず、過去8年間で形にした施策は何か。さらに、それについて、この3期目でどのような形に仕上げるのか。そして、どのような成果が出れば成功と言えるのか。基準まであるかを伺う。

特に、第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略の大看板であった一宮版サーフォノミクスは完全に頓挫し、衆目の認めるところであるにもかかわらず、第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略でも、一宮版サーフォノミクスは事業項目のトップに、オリンピックレガシーとしてのサーフォノミクス拡大として掲げられて、6つの事業が並んでいる。これはどういふことか、町長に伺いたい。

以上です。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 何をお答えしても無理やりな曲解をなさるので、私としてはお答えすることに、大変心理的負担を感じます。おやめいただきたいと思います。

さて、その質問にお答えしますが、まず過去8年に何を行ってきたかということですが、就任以来、議会ごとに、今回も差し上げました行政報告で具体的な取組、そしてその成果についてご報告を差し上げています。また、議会によっては所信表明も差し上げていますけれども、このときには取組の方向性、狙い、そしてそれまでの成果についてもご報告を差し上げている。

また、私が就任してから、前任者から引き継ぎました総合計画、これにつきましては初めて全庁的に自己評価を行いました。そして、この総合計画、私になってから改定したものでありますけれども、その全面的自己評価を行い、またこの総合戦略については、これについても、これは有識者の会議できちんと評価が行われて、そこに具体的な施策、その成果、課題、取りまとめてあります。また、かいつまんだ形では、ご存じのとおり後援会ニュース、その他様々な媒体にも私は差し上げています。

ですので、それらをご覧いただいた上で適正にご判断いただければと思います。曲解して無理やりな解釈を押しつけて悪口を言うというのは、私はフェアではないと思います。一部の町民がそれを大橋議員に望んでいらっしゃるのかもしれませんが、よく公正さ、公平さというのをご判断いただいて議員の権限をご行使いただきたい。そのように私は思います。ゆがんだ形の認識ばかりをおっしゃるのはやめていただきたい。

今後の方向性や評価基準についてもご質問がありましたので、現在取り組み中の総合戦略をご覧ください。

サーフォノミクスの有効性についてですけれども、このサーフォノミクスという概念をそ

もそもご存じですか。サーフィンに付随する社会的な力量、これを活用して地域の経済循環の活性化に資していくということを目指した一般名詞です。もちろんこの言葉は一宮町役場のスタッフが作ったということですが、ご存じのとおり様々なところにこのエコノミクス、経済というものと、我が国でも、ご存じのとおり亡くなりましたけれども、安倍元総理がアベノミクスということを目の当たりにしていらした。

これは、特定の事業がそれにぴったりくっついているわけではなくて、一つの包括的概念、東京オリンピック2020で初めてオリンピックのサーフィン競技を我が一宮町で行った。ご存じのとおり、これをお認めにならないのであればもう話にはなりませんけれども、我が一宮町は、ますますこのサーフィンとの文脈で幅広い皆様の注目を集めております。これをお認めいただけないのであれば、これはもう話にならないんですけれども、私どもはそういう認識に立っています。

そういうふうな現状認識の上で、サーフィンの活動を基軸にして、私どもの町の経済的なブーストを考えていく、経済的振興を考えていくということは、私からすれば、極めて適切な時宜にかなった判断だと考えています。

以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

はい、どうぞ。

○5番（大橋照雄君） 再質問を行います。

ただいまの答弁で、あっちを見て、こっちを見てというような、そういう紹介がありましたけれども、私は町民を代表して、議会で町民に分かりやすく答えてもらいたい。したがって、参考書を調べるとかというような形の答え方だと非常に不親切で、町民の方には伝わらないと思います。私たちは学校の授業を受けているわけではないので、できるだけ丁寧に町長の答弁をお願いしたい。町民に伝わる、これが一番大きな私の仕事だと思っていますので、ぜひその辺を改めていただきたい。

それから、最近、町民の方が、馬淵町長は何もやっていないよというようなことを言い始めているんですよ。そうなんですかと、私聞いてくれというふうに言われたもんですから、ここでお聞きします。

それから、議長、今の答弁の仕方はこれ通用するんですか。もし、それが通用するのであれば、私も何々新聞の何月何日に記載されている、こういう内容を質問します。それから、

私の活動報告の何号に記載されている質問をします。こういう質問になっちゃいますけれども、それ通用するかどうかの判断をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小関義明君） 馬淵町長。

○町長（馬淵昌也君） 先ほど大橋議員は千葉日報を引用して私に質問なさいました。ご自身がそういう今日出ていらっしゃいますけれども、自家撞着じゃございませんか。まず一つそれを申し上げます。

それから町民のとおっしゃいますけれども、特定の一部の方が、大橋さんの下にいらっしゃる方がそうおっしゃっているからといって、全ての町民の方がそう思っているわけではないですね。選挙の結果も、私は選挙を通じて、私がこの8年何をしたかを皆様にご紹介して、きちんと説明しました。それを受け止めていただいて一つの結果が出たと考えています。何をしておっしゃっても、おまえは何もやっていない。今もおっしゃいましたけれども、悪口を言うためにここにお越しにいただいている方に、私が何を言っても意味がないと思いますね。そして、大橋議員にそれを言わせている方も、どなたかも私はよく存じ上げておりますので、もはやそういう不毛な議論は一宮町のためになりません。やめましょう。よろしいですか。何もやっていないというのも、その方が私が嫌いだからそういうふうにおっしゃっているわけです。何もやっていないんだったら、東口もありませんよね。ということです。嫌いな限り何も見えないということです。

大橋議員、一つ申し上げますけれども、騒音問題ね。ある施設ができる前に、地域住民の方が声を上げられて、そして協議の場が欲しいと。町もそこに同席させていただき、大橋議員もご一緒しましたね、何回か。最終的に、あちらは地域と協定も結んで、うまく今のところ大きな問題を起こさずに、協調してやっていただいているそうです。

私もそういう個別の努力も、大橋議員もいらっしゃったけれども、努力をしていることご存じですよ。成果が上がっていることもご存じですよ。何もしていない、何もしていないというとき、ただ言えばいいものじゃないです。今回の兵庫県知事選挙でもそうですけれども、おっしゃるときは必ず根拠を持っておっしゃっていただきたい。私は就任以来8年、今回で9年目ですけれども、常に根拠を持って申し上げるようにしています。お願いします。

以上です。

（「一般質問とかけ離れている」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 一般質問とはちょっとずれておりますので、次に移ってください。

(「議長。何に」と呼ぶ者あり)

○議長(小関義明君) ちょっと私的な感じの話になっておりますので、一般質問の趣旨とは違いますので。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(小関義明君) はい。

○町長(馬淵昌也君) 私は、何もしていないというふうにおっしゃっていただきましたので、そこについて回答を申し上げます。ご一緒に事に当たって成果を上げたということを実際に確認していただきたい。

○議長(小関義明君) 兩名に注意申し上げます。

○5番(大橋照雄君) 私も新聞の記事の何面にこういうような記事が載っていましたと。だから、あなたはこういうふうにお答えしましたねという質問をしました。町長は、全部こういうふうを書いてあるとは言っていないんです。大体町長の言っている政策は、目標がまずきちっと掲げられていない。それで、要するにプラン、D、実行、それからチェック、それからアクション、この4つがきちんと進められていないから、それを申し上げたんです。

○議長(小関義明君) これは再々質問でいいんですか。

○5番(大橋照雄君) いや、再々質問の修正です。

○議長(小関義明君) これで次に移ります。

以上で、大橋照雄君の一般質問は終わります。

◇ 宇佐美 信 幸 君

○議長(小関義明君) 次に、2番、宇佐美信幸君の一般質問を行います。

2番、宇佐美信幸君。

○2番(宇佐美信幸君) 2番、宇佐美です。よろしく願いいたします。

大きく3つ質問がありますが、1つずつ質問させていただきます。

まず初めに、各学校の給食室へのエアコン設置について質問をさせていただきます。

この数年、夏は酷暑と言われるほど暑い日が続いてきました。そして今年は猛暑日が過去最多を更新し、非常に厳しい夏でありましたけれども、地球温暖化に伴い、今後も同様の状態が続くものと予想されます。

このような状況の中、当町の小中学校3校の給食室にはエアコンが設置されていない状況です。これは非常に苛酷かつ危険な環境であると言わざるを得ません。特に東浪見小学校に

おいては、網戸がないために猛暑の中、締め切った状態で作業をしていると聞いております。

この状態は、そこで働く方の健康状態を害する危険性が高く、さらに言えば命に関わるものであります。また、食中毒の原因となる細菌の多くは36度前後で増殖のスピードが最も速くなるということで、食中毒の発生の危険性が極めて高い状態であります。そのために早急にエアコンを設置するべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、宇佐美議員の給食室の環境についてのご質問にお答えいたします。

現在、各小中学校の給食室にはエアコンが設置されておらず、栄養士、調理員には非常に厳しい労働環境であることは承知しております。

教育委員会といたしましても、エアコンの設置を含め改善策を検討してきたところですが、エアコンを設置する場合の課題といたしまして、まず電力の容量不足があります。これを解決するためにはキュービクルの交換が必要になり、これを含めたエアコン設置費用は1校当たり2,000万円から3,000万円を要すると見込んでおります。さらに、老朽化した施設につり下げ式のエアコンを設置することになりますので、天井の強度不足という課題もあり、これを補強するとなるとさらに経費は上がります。

これらを考えますと、町の公共施設改修に伴う財政計画で、給食施設の整備が予定されている中で、築50年以上を経過した施設に多額の費用を投じてエアコンを設置することは現実的ではないと考えております。

代替案といたしまして、スポットクーラーを各校1台、ファンのついた空調服を栄養士、調理員の人数分、熱中症予防のタブレットを配備したく、新年度予算で要望しております。

また、ご指摘のあった東浪見小学校の網戸につきましても来年度設置したく、同じく新年度予算で要望しております。

次に、食中毒発生の危険性についてですが、現状では、食中毒発生の危険性が高い野菜などはボイルした後に冷蔵庫に保管するなど、栄養士、調理員が創意工夫して対応しております。今後、設備面で改善できるのであれば早急に対応し、食中毒の発生防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） はい、どうぞ。

○2番（宇佐美信幸君） ありがとうございます。

大変な環境の中でいろいろ対策を講じていらっしゃるということで、その点感謝を申し上げます。

給食室へのエアコン設置については、予算を含めて様々な課題があるということは理解をいたします。しかしながら、熱中症、食中毒といった人命に関わるリスクがある以上は、エアコンを設置すべきであると私は考えております。

先進事例として、初期費用を抑えられ、単年度ごとの費用を平準化できるリース方式を採用して、給食室へのエアコンを設置した自治体もあります。このような手法を含めまして、どうしたらエアコン設置ができるのかを検討してみたいかと思いますが、見解を再度お伺いいたします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、再質問にお答えいたします。

ただいまご提案いただきましたリース方式につきましては、リース期間を設定して、その間リース料を支払い、期間が過ぎますとエアコンを無償譲渡されます。

宇佐美議員のおっしゃるとおり、財政支出の平準化は図れますが、総事業費は逆に割高になる上に、無償譲渡された後の活用方法の検討が必要になることから、リース方式によるメリットは少ないと考えております。

先ほどの答弁で申し上げたように、今できる限りの方法で、熱中症対策、食中毒対策を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 再々質問ございますか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） はい、どうぞ。

○2番（宇佐美信幸君） 再々質問はありませんけれども、要望をお伝えします。

エアコンの設置については難しいという答弁でしたけれども、熱中症や食中毒のリスクが高く、命に関わることですので、何か発生してからでは遅いというふうに思います。

今後、予定されている給食室の整備を、従来の直接施工方式にこだわることなく、様々な事業手法を検討して、早めるように要望して、次の質問に移りたいと思います。

○議長（小関義明君） はい。

○2番（宇佐美信幸君） 次の質問に移ります。

2点目ですけれども、福祉タクシー運賃助成の妊産婦への適用拡大について質問をいたします。

現在、福祉タクシーの運賃助成については、今年4月より80歳以上で運転免許証自主返納者も対象になりましたが、出産と育児を支援するために妊産婦への助成の適用を拡大してはいかがでしょうか。例えば、妊娠中の方の医療機関への受診、出産に伴う移動、乳児の健康診断受診などを対象として助成する形を想定します。見解をお聞かせください。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

関福祉健康課長。

○福祉健康課長（関 晴美君） それでは、宇佐美議員のご質問にお答えいたします。

現在、町の福祉タクシー事業は、要介護認定3以上の方、身体障害者手帳1級、2級または3級で体幹、下肢、もしくは視覚に障害のある方、療育手帳最重度または重度の方に加え、令和6年4月からは80歳以上で運転免許証自主返納者の方を対象とし、登録タクシー事業者を利用した際に利用券を使うことにより費用を助成しております。

宇佐美議員ご質問の出産と育児を支援するための妊産婦への助成につきましては、今のところ妊産婦ご本人やご家族から助成についてのご要望等はいただいている状況ではありませんが、今後少子化が進んでいくことを踏まえ、当町といたしましても、妊産婦の移動手段の助成について必要性を認識しているところです。

したがって、既存の福祉タクシー事業に新たに妊産婦の移動手段を拡充し実施できないか、妊産婦の方々のご意見やご要望など情報収集に努めるとともに、財政負担を抱える中での優先順位等を考慮した上で、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう前向きに検討してまいります。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○2番（宇佐美信幸君） 再質問はございませんけれども、要望をお伝えします。

前向きに検討していただけるということで、ありがとうございます。

今回質問した経緯としましては、出産後に乳児を連れて健診に行く際に事故に遭われたという方のお話を聞いて、その方が今後の方のためにぜひこの要望をとということでお話を聞いたからなんです。調べてみますと、県内では子育てに力を入れている流山市をはじめ、松戸市や多古町、栄町など非常に多くの自治体で既に適用になっております。さらに、近隣の自治体でも、隣の長生村とか睦沢町、白子町、長柄町、もう既に対象になっております。

前向きに検討していただけるということですので、当町においても、周りがもう既に始まっておりますので、早期の実現に向けてよろしくお願ひしたいというふうに思います。

では次の質問にいきます。3問目ですけれども、DX化の取組についてお伺ひいたします。

近年、様々な分野で人材不足が問題になっております。近い将来、当町においても職員の人材不足が懸念されるのではないかとこのように思います。そのため、DX化による業務の効率化は必須だというふうに思います。

まずは町民目線で利便性の向上、業務の効率化、改善点の洗い出しを行い、将来に向けてビジョンを決定する必要があると思いますが、当町のDX化の取組の現状をお聞かせください。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、宇佐美議員のご質問に回答いたします。

宇佐美議員のおっしゃるとおり、今後の労働力人口の低下をカバーするためには、DXの推進は必須と考えております。

町民が利便性の向上を大いに実感できるものとしては、例えばフロントヤード改革、窓口改革が挙げられます。しかしながら、町の財政の状況などを鑑みますと、フロントヤード改革等大規模なシステムが必要なものの導入は難しいのが現状でございます。

また、業務分析などは行わずとも、明らかに業務の効率化や町民の利便性の向上に寄与し、財政的な負担の負担が少ないものとしては、イニシャルコストがほぼかからず、月額ランニング費用も比較的安価なクラウド上で使用できるソフトウェアの利用が考えられます。内容としては、プログラムの知識などがなくても、ウェブ申請フォームが作成できるものや、

生成AIを活用できるものなどの導入を検討しております。これらの導入により、電子申請をはじめとする業務の効率化や職員のデジタルスキルの向上が期待できます。

以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○2番（宇佐美信幸君） ありがとうございます。

DX推進に本格的に取り組むには、しっかりとした導入計画、業務設計、予算が必要です。国などの補助金を活用することになると思います。そのためには、ビジョンの決定と計画の策定をしっかりとするべきだというふうに思います。

しかし、現時点ではステップ1と言えるDX推進に向けたビジョンの決定はなされていないというふうに認識をしております。もちろん当町の規模を考えますと、大規模なシステムというのは不要なのかもしれませんが、今後、当町が目指すDX推進の方針はどのようなものかお伺いします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） 宇佐美議員のおっしゃるとおり、DXの本格的な導入にはしっかりと業務分析や計画の策定が必要と考えます。また、DXの推進は、目的になるものではなく一つの手段です。現時点では、先行自治体や同規模の自治体の事例に注視し、例えば今年度進めている津波避難広報ドローンシステムのように、各業務において取り組むべき課題について最適な方法を模索しております。その中でデジタル化が最適なものについては、予算等を考慮し検討をしております。

以上です。

○議長（小関義明君） 再々質問ございますか。

○2番（宇佐美信幸君） 再々質問はありませんが、要望をお伝えします。

DXの目的というのは、業務効率化、生産性向上を推進することで、町民の利便性や行政サービスの維持向上を実現することです。手段の一つがデジタル化ですので、DXの目的というものを、いま一度確認していただいて、推進していただければというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小関義明君） 以上で宇佐美信幸君の一般質問を終わります。

◇ 焔 場 博 敏 君

○議長（小関義明君） 次に、12番、焔場博敏君の一般質問を行います。

12番、焔場博敏君。

○12番（焔場博敏君） 日本共産党の焔場です。

今議会では、町民の懸案事項、関心、要望など含めて3点について伺います。1点ずつ区切らせていただきますがよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○12番（焔場博敏君） 第1点目です。町中央公民館建設問題について伺います。

中央公民館建設検討委員会の検討結果報告書が11月6日の委員会でまとまってきたようでもありますけれども、幾つかの検討課題について伺います。

私も検討委員会と並行して公民館建設の優良先進事例である群馬県の邑楽町に視察を行ってまいりました。この町は令和元年と令和2年、この2回にわたって優良公民館としての文科大臣表彰を受けております。大変参考になりました。議会に特別委員会ができていれば、ぜひ皆さんと一緒に視察ができたならよかったなというふうに思いました。

公民館の建設問題は、町側から昨年10月の説明があった中で、今後50年以上使う施設を造るのに改修と一部増築でいいのかという単なる箱物づくりの発想でありました。しかし、大きな予算を投じて長く使えるものを造るには、あまりにも自分の知識がないので、全国で成功優良事例があるのではないかと。実際に行き話を聞き、取組状況とか工夫した問題、苦労した問題を聞けば、何か参考になるのではないかと。このような観点から、10月10日と11日に行きまいりました。

ここでの気のついたことは、単に箱物をつくるという発想から、建設事業を通じて、町民も町執行部、そして町職員も一体となって取り組んできたということ。その中で、なぜどんなものをどのようにつくるのかという目的意識を持った取組と合意形成に力を注いできたということが、説明の中でもひしひしと感じられました。

住民も人口2万5,000から2万6,000の町で、平成8年には、文化ホールが欲しい、こういう住民の署名運動が8,162名分、議会に提出されました。平成21年には多目的ホールを備えた中央公民館が欲しい。この署名が1万802筆、町長と議長に提出されました。こういう住民の運動がありました。平成18年3月には、町第5次総合計画に社会教育で社会教育活動の拠点となる中央公民館建設の検討推進、これが位置づけられております。

町民の熱い要望に、町も町長を先頭にどう応えるのか。どうしたら文化活動の拠点、こういったものになる公民館ができるのか。今活用していない人も、活用できる町文化の拠点と呼べる公民館を造るのか。こういう目的、意識的取組が、そして合意形成が図られていったこと。これが説明の中でもひしひしと伝わってまいりました。

説明の担当職員に、建設に当たっての苦勞した点や工夫した点は何ですか、こう聞いてみると、1番目に、町長のゴーサインである。そして、成功のための職員配置。プロジェクトチームには、一級建築士の資格を持っている職員も加えて、この方も説明に出ておりましたけれども、本人は主婦目線で設計に、これはプロが作った設計に対して、100か所以上の修正意見を要求して幾つも変えてもらった。こう言うておりましたけれども、一般業者の設計に対して、これではデザイン性が重視されて、そういう中で無駄な経費もかかっている。こういったことから、利用者目線でチェックを入れ、無駄な経費も極力抑えてきた。こういうふうに話してくれました。

町長のゴーサインについても、町計画に位置づけたこと、住民要望実現のために事業費の獲得に国への働きかけ、これは国交省だそうでありますけれども、これに足しげく通っていた。こう職員が言うほどであり、その熱意が国を動かし、補助金の相談を重ねていく中で、国交省側も一気に大きな補助金は出せないけれども、何回かに分けて出すやり方もありますよ、このようなアドバイスをしてくれた。こういった話も語ってくれました。これは町長の熱心さが伝わったことだなというふうに感じました。

いずれにしても、説明に当たってくれた課長や館長をはじめ、職員の皆さんには、こんな工夫をした、このような苦勞をした。こう説明をしながら、目は生き生きしておりました。

説明資料の中にもありますが、平成24年10月に教育委員会と町職員、執行部の庁議、これを経て、町の基本的構想を協議、承認した。そして、中央公民館建設検討委員会が発足し、社会教育委員6名の委員で始まったということでもあります。そして、公募も含めた中央公民館建設検討委員会が21名で始まり、平成24年10月から平成30年8月まで29回、この間視察が4回、夜7時から9時まで、あるいは10時まで開催したということをおっしゃいました。

町民ワークショップは2回、平成28年には中央公民館開館準備事業実行委員会が社会教育委員6名で発足し、9月には中央公民館開館準備事業実行委員会、これが平成30年10月まで21名で28回開催し、これも夜7時から10時まで、時には10時過ぎて、会館は閉まるけれども、11時まで駐車場で議論をした。こういったことも報告されておりました。

町民参加会議は夜7時からこの開催で、これが特徴でありました。なるほど、これだった

ら昼間働いている人も、大変ですけれども夜参加できるんだなという感じを強く受けたわけ
であります。

このような視察内容でありました。

具体的な質問として3点伺います。

1番目として、町の総合基本計画の中に中央公民館建設はどう位置づけられているのか。
また、建設基本構想・計画はどうなっているのか伺いたしたいと思います。

2番目に、国の補助金を活用して計画が望まれておりますけれども、町の都市計画の見直
しをすべきではないか。必要性はどう思っているのか伺いたしたいと思います。

3点目に、今後の進め方、タイムスケジュールについてどう考えているのか。足りない課
題についての認識も含めて併せて伺いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、畑場議員の公民館建設についてのご質問にお答えいた
します。

最初に、群馬県邑楽町が文部科学大臣表彰を受賞したという情報をいただき、誠にありが
とうございます。こういった他自治体の優良事例を調査研究し、当町の公民館運営の参考に
させていただきたいと思っております。

なお、当町の中央公民館におきましても、歴史資料展示などの取組が評価され、令和4年
度に文部科学大臣表彰を受賞しておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、まず1点目の町の総合基本計画で中央公民館建設がどのように位置づけられて
いるかのご質問にお答えいたします。

令和4年度に策定した第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略で、基本目標3の具体的な
取組策施策、⑥教育施設の改善の中で、公民館などの社会教育施設の老朽化対策を行うとし
ておりますが、具体的な建設計画までは記載しておりません。

また、建設基本構想・計画はどうなっているかというご質問につきましては、今年度実施
いたしました中央公民館建設検討委員会の報告書の内容を踏まえて、現在基本計画の作成作
業を進めているところです。

次に、2点目の国補助金等の活用と、3点目の今後の進め方やタイムスケジュール、足り
ない課題への認識というご質問につきましては、一括してお答えいたします。

建設検討委員会では、国の補助金、交付金、あるいは交付税措置のある起債を活用することや、今後の整備方針として、公民館機能を含めた新築の複合施設を3年から5年後を目標に建設工事に着手するよう要望がありました。

今後は、この目標に向けて、教育委員会だけでなく関係する各課と連携して事業を進めていくこととなります。その中で補助金等の活用などについて議論するとともに、様々な課題に対しても民意を十分反映できる形で複合施設の整備に向けて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） はい。

○12番（舩場博敏君） それでは、再質問をさせていただきます。

先進事例、これは群馬県の邑楽町でありましたけれども、この視察から、1番目に基本構想・基本計画の中に、単に新しい公民館を造る、これは箱物という意味ですけれども、こういう発想ではなくて、建設事業を通じて町民も町職員も、なぜ、どんなものを、どのように造っていくのか。この目的意識を持った取組、合意形成に力をどう注いでいくのか。これまでの利用していない人にもどう利用を広げていくのか。これが伝わるように思想性を持った計画づくりにこれが求められているというふうに感じました。お考えをもう一度伺いたいと思います。

2つ目に、基本構想・基本計画が示された中で、建設に向けた庁舎内の体制づくり、第2次の建設検討委員会づくりで詰めていく作業、これが必要なというふうに思います。中央公民館の開館準備のための委員会づくりも必要ではないかというふうに思います。住民参加を通じて協働の作業が深まるよう、このようにこれから進めていく必要があるのではないかと思いますけれども、この辺の見解を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 舩場議員の再質問にご回答を差し上げたいと思います。

この邑楽町での経験を、ご視察になられたそのご見解を踏まえて、我が町も邑楽町と同様に、町民の皆さん、また町の職員のスタッフ一体になって、どういうことで、どういうものを、どういうふうに造るか。共に同じぐらい緊密にチームを組みながら進めなければいけないということをご質問いただいたかと思えます。

私はおっしゃるとおりだと思います。今回の私どものまず建設検討委員会でありますけれども、ここでは、ご異論も実際議会ではいただいたように記憶しますが、かなり大勢の方、各種の町の活動していらっしゃる団体の皆様大勢お越しいただいて、議会からもご参加いただき、また公募の町民の方にもお入りいただくということでした。かなり私が伺ったところでは、私は議論そのものはご一緒していないんですけれども、皆さんの自由なご発言があったというふうに伺っております。こうした討議を通じて一つの方針を示していただきました。

ここで私が今考えておるのは、これから具体的な形をつくっていくのに、もちろん役場のほうが中心になって原案をつくらなくてははいけませんけれども、たたき台を。しかし同じように幅広く、議員がおっしゃるとおり、住民の皆様、そして各種団体、利用者の皆様、そしてまた、ここでもおっしゃっていただいた、まだ使っていらっしゃらない方にもウイングが広がるかと、そういったことをよく考えてご一緒に進むということを心していきたいというふうに思っております。

そういう中で、きちんとした第2次の検討委員会づくりなどをきちっと行うようにということでありませけれども、それはおっしゃるとおりに進めていければと思っております。

これから企画広報課のほうが中心になって、各課が連携してこれを進めてまいりますので、今申し上げましたが、町民の皆様にはできる限りご一緒に進ませていただくように形を整えていきます。また議会の皆様にもできる限りのご協力を仰がせていただきますので、誰かの、特別な人のものではなくて、みんなの施設であると。そのことを邑楽町の経験を踏まえて、畑場議員おっしゃっていただいたと思えます。そのことには私は全く同感でございますので、精いっぱいそれに努めていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 再々質問ございますか。

○12番（畑場博敏君） 再々質問ではありません。要望で終わりにしたいと思います。

要望を申し上げます。先ほど第1回目の、1回目というか建設検討委員会、これは皆さんの英知を結集して報告書ができたということで、決して否定するものではなく、町民の意向

がそこで反映された、またアンケートもそうですけれども、それを踏まえてということで、さらに一步進もうという提案でありますので、よろしくをお願いします。

この計画を進める中で、視察先でも感じたんですが、ぜひ職員の中に設計に対しても使用者目線で注文、そして変更提案ができる専門知識を持った職員、この配置を要望したいというふうに考えております。現在の町職員の中にそういう方がいなければ、新しく外からお願いすることも含めて、ぜひ検討課題に入れていただきたいなということを強く願っております。よろしくをお願いいたします。

これで1問目は終わります。

○議長（小関義明君） 焔場博敏君に申し上げます。

質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。

会議再開は午後1時を予定しております。

以上です。

休憩 午前11時38分

再開 午後 1時00分

○議長（小関義明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次の質問をお願いします。

○12番（焔場博敏君） それでは、2番目の質問に入らせていただきます。

前議会でも取り上げたマイナ保険証の移行に伴う問題です。

12月2日より紙の保険証の発行が廃止され、制度が変わる中で様々な誤解とか疑問が生まれており、問合せも受けました。本来、利用率15%というような低水準の中で、十分な合意形成が得られない中始まった、これは見切り発車と言わなければならないと思います。そういう点で非常に住民の戸惑いも大きいわけでありましてけれども、利用者の混乱が起きないためにも紙の保険証は残すべきだというふうに強く求めたいと思います。

ともあれ、制度移行に伴う誤解とか疑問に対して答えてもらい、PRが重要だと思いますけれども、以下の5つの点について答弁を求めたいと思います。

第1点目、12月2日で健康保険証の発行が廃止されるようになりましたが、マイナ保険証がなければ受診ができないのかという疑問であります。これについてお答え願います。

2つ目には、マイナ保険証で受診する場合、顔認証つきカードリーダーを利用する方もいらっしゃると思いますけれども、うまく確認ができなかった場合、これはどのように対処す

るのか伺いたいと思います。

3つ目には、受診時にマイナ保険証と暗証番号、これは必ず必要なのかどうか伺いたいと思います。

4つ目に、紛失、悪用のリスクはどうか伺いたいと思います。

5つ目に、高齢者施設に入所されたときに、これまでは保険証を預けて、入院等の事態になった場合あるいは通院の場合に施設の方がそういったことを手配してくれましたが、マイナ保険証は預かれない、こういうようなことを言われたということも伺っております。こういう場合どうしたらよいのか、この疑問にお答え願いたいと思います。

これらの疑問、あるいは誤解に基づくものもあるかもしれませんが、丁寧に答えていただき、同時にこの辺でのPRを強めていただきたい。このことを要望し、見解を伺うものであります。

以上です。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

目良住民課長。

○住民課長（目良正巳君） それでは、畑場議員のご質問にお答えします。

1点目ですが、12月2日以降は現行の国民健康保険証は発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されましたが、お手元の保険証は有効期限まで引き続き使用できます。また、マイナ保険証を保有していない方に対しては、保険証の有効期限が切れるまでに申請によらず資格確認書を交付いたしますので、この資格確認書により受診することができます。

2点目は、医療機関、薬局の受付職員がカードに記録されている顔写真と一致する本人であることを目視で確認することにより、オンライン資格確認が可能となります。資格確認を行うことができない場合、添付の被保険者資格申立書を可能な限り記入の上、医療機関等の受付窓口にて提示をお願いいたしております。

3点目は、マイナ保険証がなくても、資格確認書によりこれまでどおり受診ができます。また、マイナ保険証を使って受診する際にも必ずしも暗証番号が必要というわけではなく、顔認証による本人確認により使用することもできます。そのため、暗証番号の設定や管理に不安がある方なども利用できる顔認証によるマイナンバーカードを持つことも可能でございます。

4点目は、発行元の政府は、紛失したとしても写真つきのため第三者が容易に成り済ます

ことができません。また、カードの裏面の12桁のマイナンバーを知らただけでは悪用はされません。マイナンバーカードには文字をレーザーにより織り込むとともに、複雑な彩紋パターンや特殊加工を施しており、顔写真を含めた券面の偽造を困難にしております。セキュリティは厳重に管理されているものなので、安心して持ち歩けるものと言っております。

最後に、5点目のマイナンバーカードの管理はご本人の管理が基本ですが、施設入所の入所契約や預かり書などの合意に基づき、施設側で管理をすることも可能だと思われま

す。また、マイナ保険証を保有している方でも、マイナンバーカードでの受診が困難な要配慮者は、申請により資格確認書を交付することができますので、資格確認書を現行の保険証と同様に、施設等で管理することも可能ではないかと考えております。

マイナ保険証は医療の質の向上につながるものであり、マイナ保険証で医療機関、薬局を受診することにより、患者本人の健康、医療情報に基づいたより適切な医療を受けていただくことが可能になること、限度額認定書等を事前に申請しなくとも高額療養費制度における支払いが免除されることなど、様々なメリットがあるものでございます。今後も国からの資料やリーフレットを活用し、周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

○12番（畑場博敏君） 再質問ではございませんが、要望を行います。

ただいまご答弁いただきました5点が、当面この制度が始まって、その前後で疑問とか誤解とか、そういう形で出された問題であります。

ただ、これから実際に運用が始まる中で、さらにほかの面も出てくるかもしれません。そういういったときに、広報の周知も結構なんですけど、できれば1枚のペーパーで強調できるように、問答集的な、そういう対応をお願いしたいなということで、これは要望しておきたいと思

います。これからもよろしく願いいたします。

3点目に入ります。

○議長（小関義明君） お願いします。

○12番（畑場博敏君） 3点目の質問に入ります。3点目は、今年の米問題についてであります。

今年の米不足異常事態はなぜ起きたのか。原因と対策をどう認識しているのかを伺いたいと思

8月下旬頃からスーパーの米の売場、ここが米がなくなったということで、入らないということも含めてたくさん報道がされました。実際にスーパーの店先から米が消えたという状況にもなりました。

米の価格、昨年の1.3倍から1.5倍値上がりしたわけであります。令和の米騒動になりました。消費者は主食の米を探し、業者は仕入価格が上昇して大変困っていると。また、農家も米がないので、出してあげたいけれども、もう出来秋に売ってしまって在庫の米はない。こういうことでみんな困っていたわけであります。

そもそもこの原因、これは何か。政府が米の需要減を理由に、毎年農家に減反減産を押しつけてきたこと、ここにあるのではないのでしょうか。この3年間で60万トン生産量を減らしてきております。今年は政府の予想に反して米の消費が伸びて、昨年7月から今年6月までの1年間で当初見込みより21万トン多い702万トンになりました。それでも政府発表の需給見通し、これは673万トンのままで、1年で9万トンも需要が減っているという状況であります。今年の消費の伸び、的確に反映させたものにはなっておりません。

今年の米騒動が、新米が出るまで、政府は備蓄米を放出すれば異常な米不足は回避できたわけでありますけれども、この備蓄米は需給調整のために市場に放出はしない、こういうふうにして拒否をしました。私も参加している農民連という組織で政府要望をしたんですが、こういったことを回答されました。結果、流通、生産、これに責任を持たない政府農政がもたらした異常米不足と言わなければなりません。

こうしたことを防ぐために、政府は生産量や備蓄量にふだんからゆとりを持った対策が求められています。気象条件によって左右される米の供給量を安定させることにもつながります。価格保証と所得保障の両面から農家が安心して米作りができる、こういった環境を整えることもふだんから重要であります。生産量を増やし、豊作などのときには国が買い上げて備蓄米に回す、こういった対策が必要であります。

もう一つ、私は米価のあるべき姿も述べたいと思います。

消費者からすれば、諸物価高騰の中、米は安いほうがいいと思います。しかし、農業が産業として成り立っていくには、稲作で例えれば適正な米価はあるはずであります。それは生産原価、これを補えて、そして再生産、これに必要な費用、これはつまり後継者も含めて育てられる、そういった米価が適切な産業として成り立つ農業の米価であるというふうに思っております。

経費は、5年に一遍、農業の調査、農業センサス、これでおおよその状況は分かります。

来年がちょうどそのセンサスの年でありますから、これを見れば1俵を生産するのにどのくらいの経費が必要か、これが分かるわけであります。前の経費計算でも、その後、米の資材、そういったものも上がっていますので、1俵1万8,000円から2万円が、これが大体米農家が再生産していくのに必要な適正な米価だというふうに考えております。

今の政府が取っている輸入依存型や米価の市場任せ、この状態では今年の教訓は生かされません。今年の教訓をどうしたら生かせるのか、農政の課題についての認識を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、ただいまの畑場議員のご質問についてお答えさせていただきます。

まず初めに、昨今の米不足に関しましては、昨年度の猛暑での高温障害による収穫量の減少及び米の品質低下に伴う流通量の減少やコロナ回復後のインバウンドの増加に伴う米の需要拡大に加え、古米と新米が入れ替わるいわゆる端境期、この期間におきまして南海トラフ地震の臨時情報や、台風や集中豪雨などの自然災害への備えによる備蓄需要の強まりなどが増えたこと。さらには、米不足報道に伴いまして消費者不安が増幅したことなど、様々な要因が重なったことによりまして米不足が生じたものと認識しております。

なお、今後の主食用米の見通しとしては、作物統計調査によりますと、令和6年度産の主食用米の予想収穫量は679万2,000トン、前年度産と比べまして18万2,000トンの増加が見込まれております。また、10月以降の消費者の購入量では前年同期を下回っていることなどから、一時の品薄は解消されつつあります。

しかしながら、米の小売価格につきましては、全国消費者物価指数によりますと10月の米類で前年度同月比58.9%余り上昇となっております。新米の流通が始まったことで一時期の品薄は解消されつつありますが、生産コストの上昇やインバウンドの需要の増加に伴いまして、米の価格高騰はしばらく続く予想されております。

なお、今後の米の安定供給に向けた取組では、食料自給率の向上促進や米の生産調整及び備蓄米制度の見直しなど様々な取組が挙げられておりますが、米生産者としては水稻作付農家が減少する中で安定的な米生産量確保のため、農家1戸当たりの生産量を増やす取組、そして異常気象や温暖化のリスクが高まる中、耐冷性や高温登熟性を考慮した品種選び、さら

にはスマート農業導入などによります農業技術を駆使し、気候変動の状況下でも品質、量ともに安定的に生産できる体制構築が重要であると思われます。そのためには、稲作農家などへの経営安定及び需要拡大に向けた取組に対しまして、支援強化が必要だと考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○12番（舩場博敏君） 再質問ではありませんけれども、今答弁いただきました、この中に、農家ができること、そしてまた行政ができること、これが混在しておりますので、ぜひこの辺は分けながら政治を進めていっていただきたいなというふうに思います。よろしくお願ひします。

以上で終わります。

○議長（小関義明君） 以上で舩場博敏君の一般質問を終わります。

◇ 鶴 沢 清 永 君

○議長（小関義明君） 次に、7番、鶴沢清永君の一般質問を行います。

7番、鶴沢清永君。

○7番（鶴沢清永君） 海岸地域の排水問題について質問させていただきます。

県道飯岡一宮線沿いの海岸地域、特に新浜地区は平成6年から令和5年までの30年間に人口と世帯数が約4倍に増加しました。近年、東京オリンピックのサーフィン競技が開催されたこともあり、特に短期間での増加が顕著であり、排水処理が追いついていないという深刻な問題を抱えています。

この状況は、雨水などが適切に排水されておらず、沿線住民からは道路冠水や冠水被害が頻繁に起こるようになったと聞いています。これは早急に解決すべき課題であり、長期的視点で取り組む必要がある。このことで次の点を伺う。

①町はこの状況をどの程度把握しているのか。

②今後この地域の排水処理をどのように進めていくのか。

③保安林側の自転車道脇に基幹水路があるが、定期的に掃除は行われているのか。

この3つを伺いたいと思います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、鶴沢清永議員のご質問について、関連がありますので一括してお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、新浜地区の県道沿いから海側の地域では大雨による道路冠水の生じやすい状況が続いており、地域の皆様に大変ご不便をおかけしております。町では、この主因を側溝内の堆積土砂による排水不良と捉えており、改善策といたしまして側溝清掃が有効と考えておるところです。

このため、町道側溝は他の地域と同様に、ごみゼロ運動などの機会を利用して地域の皆様に清掃をお願いしたいと考えておりますが、蓋が開かないなど難しい場合には町による対応を検討いたしますので、本課までご相談をいただけたらと思います。

また、県が管理する本地域の主要な排水施設、県道側溝と海岸保安林沿いの基幹水路につきましても、これまで定期的な清掃は行われておりませんので、適切な維持管理について改めて県に要望してまいります。

さらに、本地域には側溝が設置されていない町道もございます。このような場所への側溝の新設が分水効果をもたらし、道路冠水の改善策となり得るか、調査検討につきましても進めてまいりたいと考えます。

答弁は以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

はい、どうぞ。

○7番（鶴沢清永君） 要望でございますが、最近、線状降水帯など頻繁に起こっており、道路冠水の頻度が年々増えてきています。答弁において、ごみゼロや地域の皆様でなどありましたが、町民は既にそれらを行っている状況なんですね。

町民に託して何かあったら相談ではなく、町が率先して動いてほしい。また、県への要望と、側溝が設置されていない町道への調査改善、これらも早急に進めていただきたい。これを強く要望いたしまして質問を終わりにします。ありがとうございます。

○議長（小関義明君） 以上で鶴沢清永君の一般質問を終わります。

◇ 袴 田 忍 君

○議長（小関義明君） 次に、13番、袴田 忍君の一般質問を行います。

13番、袴田 忍君。

○13番（袴田 忍君） 袴田です。私も2問の質問がございますので、1問ずつ区切ってやらせてください。お願いいたします。

まず1点目、これは先ほど大橋議員からも説明がありました。私と大橋議員の質問が同類ということで重なっておりましたものですから、私のほうで大橋議員さんの質問も併せてこの中に取り組もうということで、私もありましたけれども、私個人のつくられた中身の質問でございますので、大橋さん、ちょっと大橋さんとはずれるかも分かりませんが、その辺はご容赦ください。

1点目、高齢者単身世帯の支援という形で取らせていただきました。

高齢者単身世帯は2050年、これから25年先なんですけど、2割を超えると新聞報道でも紹介されています。当然、町における高齢者の単身世帯数も多くなると考えます。そこで、町が取れる支援サービスについて伺います。

1点目、生活の基盤となる医療や介護、移動の問題、食に関する問題についての支援策は、町はあるのかということが1つ。

もう一点は、今社会問題となっている詐欺事件であるとか、室内の侵入、強盗事件、こんな凶悪な事件が続いております。まだまだ町にはこういう状況は見えておりませんが、今後やはりこういったものが起きるであろうという想定の中で質問しているんですが、防御する立場で町が取れる支援策はあるのか。

この2点についてお願いいたします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

関福祉健康課長。

○福祉健康課長（関 晴美君） それでは、袴田議員の1点目のご質問にお答えいたします。

我が国では、少子高齢化が急速に進む中、高齢者の単身世帯も増加の一途をたどっており、国が公表した将来推計では、2050年に32道府県で2割を超える見通しとなっております。当町も例外ではなく、高齢者の単身世帯は令和6年4月1日時点で1,081世帯となっており、今後もさらに増加していくことが見込まれております。

こうした状況下において、医療や介護サービスの体制拡充など、高齢者の生活を支える仕組みづくりの強化が急務となっております。現在実施している町の高齢者支援施策といたしましては、一宮町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者の安全・安心な

暮らしの実現に向けた様々な取組を行っております。

その中で、医療や介護につきましては、地域包括支援センターによる総合相談や認知症高齢者と家族を支援するための認知症初期集中支援事業をはじめ、生活支援コーディネーターや民生委員による高齢者宅訪問、配食サービスや民間事業所との地域支援ネットワークによる見守り、安否確認、急病等の緊急時における生活安全上の不安を解消するための緊急通報装置設置事業を実施しております。このほか、宅配や出張サービスなど、在宅高齢者の日常生活に役立つお店等をまとめた情報誌の作成なども行っております。

また、移動の支援につきましては、町内での外出支援として、利用者のご自宅から目的地までを乗り合いで送迎する新にこにこサービス事業、福祉タクシーを利用した際に料金の助成を行う福祉タクシー事業を展開しております。

食につきましては、調理、買物が困難な方を対象とした配食サービスや移動販売を実施している事業者の情報提供なども行っております。

つきましては、今後も高齢者の方が安心して生活していただけるよう、出張介護予防教室等、地域、集いの場を拡充するなど、住民同士のつながりや支え合いができる支援を推進するとともに、現在取り組んでいる事業のさらなる充実を図るため、高齢者の皆様の声を幅広くお聞きしながら、きめ細やかに対応していきたいと考えております。

次に、2点目のご質問にお答えいたします。

このところ、詐欺事件や首都圏における一般住宅を狙った強盗事件が多発しており、大きな社会問題となっております。町といたしましては、警察と連携を図り、町民の方々の生命と財産を守るため、被害を防止できるよう青色防犯パトロール車による町内巡視を実施しているほか、引き続き犯行手口や防犯対策などの情報を広報紙や防災無線、ホームページ等に掲載し、幅広く周知を図っていききたいと考えております。

また、不審者を見かけたり、不審な電話がかかってきた場合には、ためらわず110番通報していただけるよう、様々な機会を捉えて強く注意を呼びかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○13番（袴田 忍君） あります。すみません、再質問させていただきます。

今、文章も長く、本当にきめ細やかに対応しているという方向性は見えてきております。

そこで再質問するのですが、支援の基本は、やはり生活を応援する生活情報誌があるとい

うことがご答弁の中にも出ております。食料品の配達や医療機関への通院等、高齢者への支援に関する情報誌は町でも作成しているという状況で私も捉えています。その生活情報誌は高齢者の目に実際に触れて、十分に活用されているのかお伺いしたいと思います。

2点目が、支援策として見守りの体制でございます。

最近の詐欺事件、強盗事件の対策や健康維持の見守り等、高齢者及び単身世帯の方々には安心・安全な生活体制が維持できるよう、地域内で一緒に暮らす町民の協力が必要になります。町内の巡視、先ほども青色パトロールの話も出ました。高齢者単身世帯への家庭訪問、見守り活動等の応援など、協力依頼をお願いしている団体があればお伺いしたいと思います。

以上2点、お願いします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

関福祉健康課長。

○福祉健康課長（関 晴美君） それでは、袴田議員の再質問にお答えいたします。

1点目の生活情報誌の活用についてです。

町では、在宅で生活する高齢者の方の暮らしに役立つサービスや情報を1冊にまとめた生活情報誌を作成しております。現在は、保健センターや中央公民館など町の主要施設に設置するとともに、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターによる相談対応時に配布するなど活用しております。

なお、現行版につきましては令和3年4月に発行したもので、掲載している情報に変更が生じていることから、来年度、事業者や内容等、最新の情報に基づき改定を行う予定です。

今後につきましては、地域のケアマネジャーやサービス事業所などにも配布し、相談支援に活用していただくほか、高齢者の方や支援が必要な方に幅広く有益な情報をお届けし、効果的に活用していただけるよう、より一層の周知に努めてまいります。

次に、2点目の見守りの体制についてです。

現在、町内の巡視を行っている青色防犯パトロールは、各小中学校や一宮町保護司会など、社会を明るくする運動一宮町推進委員会を構成する21団体でパトロールを実施しております。青色防犯パトロールは、身近な犯罪や不審者等の犯罪に対する抑止効果があり、地域住民の安心と防犯意識の向上につながることから、構成団体にご協力をいただいているところです。

また、一宮町地域支援ネットワーク協力事業者である郵便局や新聞販売所など、27事業者の協力を得ながら高齢者を見守り活動を実施しております。高齢者の日常生活での異変を発

見た場合には町に通報していただくなど、地域での安全で安心して生活できる地域づくりにご協力をいただいております。

以上でございます。

○議長（小関義明君） 再々質問ありますか。

○13番（袴田 忍君） 要望をお願いします。

2点ほど再質問ありがとうございました。

私はこの単身高齢者に関してまず必要なことは、まずは食の問題でございますね。

これは私、長生村に今事業所を持っているんですが、事業所の中で見えることは、移動販売車が来ているということなんです。移動販売車で買物もできない高齢者の方に、その場所で食の提供、買っていただくということをしていますので、やっぱりそういったものも一宮町にもあってもいいのかなと、そういった要望が一つあります。

もう一つは、やはり安心・安全なまちづくりの中で、高齢者が見守りということに関してこの27業者ということが出ておりますが、実際に家庭の中までのぞいている業者さんっていらっしゃるかなと、それがちょっと私は気になっております。

今、有料であれば、保険会社であるとか、それとか警備会社、そういう方が年間幾らで見守りをしますよとか、郵便局も年間幾らで家庭訪問の際、家庭の中をのぞいてくれる、そういったサービスもしている。これはやっぱり有料になります。だけれども、やっぱり有料となりますと、高齢者の方もなかなかそこに手を出せないという部分がありますので、行く行くはそういったものが町としてやっていけるか検討していただければありがたいなと思うのがあります。

これが私の要望でございます。

次に、2つ目の質問にいかせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（小関義明君） はい。

○13番（袴田 忍君） 次は、町の交通対策はどのようにという形で質問をつくらせていただきました。

今日から19日まで冬の交通安全週間という形で、私ども安全協会もそうなんですが、警察さん、交通課のほうもこの10日間は忙しいという時期に入りました。その中で、私もやはりこれは質問として触れなくちゃいけないなということで入れさせてきました。

先日、町内で人身事故が発生しました。夕暮れの薄暗い時間帯で、高齢者の死亡事故があったということ、これは東浪見地区でございますが、ありました。町はSlow for Kids、子

供の交通対策としてこれを宣言しました。

町は今後、交通対策は子供だけではなく、高齢者も含めた交通弱者の見守りも大切と考えます。町の対策として何に重点を置き推進していくのかをお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常磨君） それでは、袴田議員のご質問にお答えいたします。

先月の初旬、町内の国道で横断歩道を歩行中の高齢者が犠牲となる大変痛ましい重大事故が発生いたしました。議員お話しのとおり、車の運転手から歩行者が見えにくくなる夕暮れどきの事故でありましたが、県内の状況を見ても交通死亡事故の半数が夜間に発生し、特に高齢歩行者が被害に遭うケースが多くなっております。

このため、千葉県警では、夕暮れどきから夜間、明け方の事故を防ぐため、高齢者をはじめとした歩行者等に反射材の着用を促す取組を重点活動の一つとしております。町といたしましてもこの取組に重点を置き、改めて広報、啓発活動に努めてまいりたいと考えます。

また、環境面におきましても、特に交通量が多い国県道では視認性が高まるよう、横断歩道への照明灯設置の検討について関係機関に要望してまいりたいと考えます。

答弁は以上でございます。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。どうぞ。

○13番（袴田 忍君） 森課長、再質問2点ほどお願いいたします。

1点目、重点活動の中に、歩行者への反射材着用を促す取組と回答されています。この反射材のたすきや、それからヘルメットにつける反射材だとか、あとは腕に巻く反射材がありますが、そのようなものを町として無料配布ができないのか。そしてまた、自転車用ヘルメットのように、助成金でそれを応援してもらうことはできないかというのがまず1点目です。

2点目、交通安全対策はやはり環境だけを整えればいいという問題ではないと思います。やはり今の交通事情を考えますと、一般町民、そして特に高齢者への安全教室等、やはり知ってもらう、知っていただくことが、啓発活動に力を入れるべきと私は考えます。町の考えはあるのでしょうか。お願いします。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

- 都市環境課長（森 常麿君） それでは、袴田議員の再質問について、関連がありますので一括してお答えいたします。

ご質問のありました反射材の無料配布や購入費の助成、また、高齢者への交通安全教室等による啓発活動、これらはいずれも高齢歩行者の安全確保対策として有効な取組と思われます。したがって、専門知識を有する警察や交通安全協会など関係機関とも連携を図り、実施に関し検討を進めてまいりたいと考えます。

答弁は以上でございます。

- 議長（小関義明君） 再々質問ありますか。
○13番（袴田 忍君） 要望でございます。

答弁ありがとうございます。

やはり千葉県は全国一の交通死亡者が多いという、ましてこの茂原管区はその千葉県でも一番高いところであると、この一宮町が日本全国では本当に死亡事故が多いという地域になっております。その中で高齢者が非常に事故が多いということでもありますので、やっぱり高齢者への安全教室等、これやはり町、その関係者が一堂にそろって、その地区に回ってもらっても結構ですし、町で交通安全教室を開いても構わないと私は思っております。そういうものを開ける機会をつくっていただきたいなと思っております。

以上です。これで終わります。

- 議長（小関義明君） 以上で袴田 忍君の一般質問を終わります。

◇ 藤 井 幸 恵 君

- 議長（小関義明君） 次に、3番、藤井幸恵君の一般質問を行います。

3番、藤井幸恵君。

- 3番（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。私は質問が一つですので質問いたします。

子ども・子育てニーズ調査の結果について伺います。

問29の「あなたのお住まいの町は子育てしやすい環境であると感じていますか」の答えが5年前と比較して悪くなっている。この結果を町ではどう捉えているのか。

コロナ禍の影響であれば、どこの自治体もこの設問に対し悪い結果になり得るが、そうではなく、近隣を見ればむしろよくなっている自治体もある。5年間の町の子育て支援政策に

ついて検証したい。考えを伺います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村晴美君） 藤井議員のご質問にお答えします。

子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査は、小学生以下のお子さんがある家庭に向けて5年ごとに実施しています。今回、令和5年度に実施したニーズ調査で、子ども・子育て会議にお諮りし、第3期の計画を策定いたします。

第2期から5年間の町の子育て支援政策について検証したいとのことですが、母子保健事業の拡充や学校教育環境整備の実施、またアンケート実施後にはなりますが、学童保育の強化として7月から民間委託業者に業務を委託したことにより、待機児童なく受入れ体制が整いました。その他、医療費、予防接種の補助など拡充を行っています。

子育てしやすいまちづくりは今後どのようなことが重要かとの問いでは、平成25年度調査の第1期で高い割合だった「保育園、こども園、幼稚園の充実」という項目については、平成30年度調査の第2期で重要度の割合が下がっております。これはこの間に、東浪見こども園や一宮どろんこ保育園の幼稚園と保育所の特徴や機能を併せ持つ認定こども園の設置や、待機児童問題が解消されるなど、満足度が高まった事業の拡充を図っておりますので、令和5年度実施の第3期調査ではさらに重要度が低くなったと思われま

す。一方、第1期から第3期まで依然として重要と回答した割合が高い「小児医療体制の充実」や「公園、児童館などの交友施設」関係の整備がされないことから、議員ご指摘のとおり、アンケート調査が悪くなっていると考えております。このような大規模な事業ほど計画的に検討し、今後もさらに子育て世代の方々が子育てしやすい環境と感じられるまちづくりを進めてまいります。

以上です。

○議長（小関義明君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

○3番（藤井幸恵君） それでは再質問いたします。

具体的に、この5年間で他市町村に自慢できる一宮町で取り組んだ子育て支援政策として、どんなことが挙げられるのでしょうか。そして、それをすることでどのような効果、実績があったのでしょうか。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村晴美君） 再質問にお答えいたします。

当町では地方創生臨時給付事業を活用し、子供1人につき10万円を支給した赤ちゃん応援臨時給付金交付や18歳以下の全ての子供1人につき1万円を支給した子育て世帯支援、また、物価高騰相当分を助成した小中学校や保育施設給食費等補助金などにより、保護者の経費負担支援を図りました。

保育関係では、一宮町には公立、私立合わせて4保育施設ありますが、4園の児童が集まり年数回交流する場がありますので、小学校に向けての期待感につながると思われます。

一宮保育所では、絵本を通じた子育てを推奨しており、所有する3,000冊の絵本を未就園児対象に貸出しを行っておりますが、その機会を土曜午前中まで延長し、併せて園庭も開放することで子育て中の親子が集える場としています。その他、近隣の高齢者を招いて園児と交流を行っており、地域との密な関係づくりを目指しております。

学童保育については、平成30年度実施のニーズ調査で、通年利用は必要ないが学校行事の関係で下校時間が早くなる場合など、一時利用について複数の要望があったため制度を導入し、現在も数名利用しております。

母子保健関係では、産後ケア事業により、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなど、きめ細かい支援を実施しています。また、不妊治療費を一部助成することにより、医療費負担の軽減を図っております。

交通安全の関係では、子供の近くを車で走る際は時速20キロ以下を促すSlow for Kids宣言を発出したほか、現在は本宣言に関する横断幕の設置や車に貼りつけるステッカーの無料配布などを実施しており、子供たちの安全見守りに関する普及啓発に取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（小関義明君） 再々質問ありますか。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井です。再々質問いたします。

今おっしゃったように、それだけの多種多様な子育て支援を行っております。それでも子育てしやすいと感じる人が減り、子育てしづらいと感じる人が増えた。それは事実です。それに対し真摯に受け止め、今までの子育て支援政策を大きく反省しなければいけません。

再々質問いたします。

①10年前から6年前にはあったが、5年前からなくなった子育て支援や関連した施策は何だと考えていますか。

②来年度の予算編成に向けて、課としてはどんな子育て支援策を要望されたのでしょうか。

①の質問の意図としては、10年前と同じ子育て支援をやっていたのであれば、アンケートの結果も同様の現状維持の満足度だと考えます。ですが、何かがなくなってしまったので、アンケートの結果が悪くなったとも考えられます。

②の質問の意図としては、このままでは一宮町は近隣自治体に比べて子育て支援に遅れがある後進的な自治体となってしまいます。既にそうかもしれません。過去の子育て支援策を見直すとともに、新たな政策を打ち出す相当なてこ入れが必要だと誰しもが思います。一番に向き合うべき担当課としてどのような考えを持っているのか、見解を伺います。

○議長（小関義明君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村晴美君） 再々質問に一括してお答えいたします。

支援を拡充していることは多々ありますが、10年前、5年前、今回で回答される方が毎回入れ替わります。先ほども回答いたしましたが、子供の遊び場や居場所については毎回多い回答となっておりますが、公園の拡充や公共施設などの要望がかなっていない現状と思われまます。

転入された方の中には、一宮町にも当然あると思っていたらなかったという意見がありました。急に子供を預けなければならないときなどのサポート施設があるとよいということです。

また、子供を長時間預かれる施設がありましたが、現在その事業を実施しておりません。このようなサポート施設についても今後模索してまいります。

これらについて、来年度の予算要望には至っておりませんが、一宮保育所では児童の送迎や絵本貸出事業で玄関ホールを使用しているため、空調設備設置工事で環境整備を図ることや令和8年度までに設置が求められているこども家庭センターで、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援のため、統括支援員の人件費を要望しております。

また、多額の予算をかけなくても町が今できることとして、今年度補正予算で1階の空きスペースに子供の遊び場を設置する予定です。今回の補正予算で計上してございますので、

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小関義明君） 以上で3番、藤井幸恵君の一般質問を終わります。

○3番（藤井幸恵君） 質問はしませんので、よろしいですか。

○議長（小関義明君） はい。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。

質問はありませんが、最後に私の検証結果、私見を述べさせていただきます。

馬淵町長、これは馬淵町長が首長になってからの子育て支援策に対する評価なのです。5年前は、同じ設問への答えが前回に比べ10%以上よくなったと、町長ご自身が冊子の中で喜んでおられましたが、それは玉川前町長の子育て支援策の種まきが収穫の時期に至った、そういうことです。そして5年後、同じ設問への答えは悪くなった。事実としてしっかり受け止めてください。個々の事業の細やかな評価は担当課に直接お伝えしておきます。

そこで2つ提言いたします。

1つ、ニーズとのミスマッチの解消。

子育て当事者が本当にしてほしいニーズと支援とにギャップがあるのはどうしてか、いま一度よく考えてほしいのです。考えられることとしては、当事者の声が拾えていない。それは今回のアンケート調査の回収率の低さにも表れています。

また、してほしいことには手をつけず、難易度の低いものに差し当たって取り組んでいるなどではないでしょうか。医療関係とハード面においては一宮町単独では難しいこともありますが、答弁にもありましたように、一宮町にも当然あると思っていなかったというものの一つは、ファミリーサポート制度だろうと思います。それにぜひ取り組んでいただきたいと強く提言いたします。

2つ目、住民協働、官民連携のマンパワーを大切に。

長生郡市で広く子育て支援の活動を続けていらっしゃる長生郡市MamaNetの代表、竹下真実さんの言葉を引用いたします。

○議長（小関義明君） 藤井議員に申し上げます。これは要望事項ですか。要望ですか。

○3番（藤井幸恵君） じゃ、要望でもいいです。ずっと要望していることですがけれども、改めて言わせてください。

昔の一宮町は人的サービスが抜きんでいた。保健師さん、役場の担当課職員だけでなく、民間の子育て支援館や当事者同士による寄り添いと居場所づくり、コミュニティーのつながりがすばらしかった。それが子育ての孤独感の解消に大いに役立っていたのではないか

とのこと。

このつながりは、1つ目に挙げたファミリーサポート制度発足に向けて大きな力となります。ぜひ改めてこの2つの提言に対し検討をお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

(「8番、議長」と呼ぶ者あり)

- 議長（小関義明君） 8番。
- 8番（鶴沢一男君） 休憩を求めます。
- 議長（小関義明君） 休憩をいたします。

2時10分までといたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時10分

- 議長（小関義明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎認定第1号～認定第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（小関義明君） 日程第7、認定第1号 令和5年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第2号 令和5年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第3号 令和5年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第4号 令和5年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第5号 令和5年度一宮町農業集落排水事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

本件は、令和6年第3回議会定例会において決算審査特別委員会に審査の付託をしております。閉会中の継続審査に付された決算認定の認定第1号から認定第5号までの審査報告を求めます。

決算特別委員会委員長、藤井幸恵君。

- 決算審査特別委員長（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。

決算審査特別委員会報告書についてご報告申し上げます。

令和6年第3回一宮町議会定例会において、閉会中の継続審査に付された令和5年度決算認定第1号から認定第5号までの5件を、次のように審査しましたので報告いたします。

1、審査日時、会期、現場踏査。

第1日目の審査は、10月15日火曜日の午前9時に開会し、会期等を決定した後、審査に必要と判断した次の3か所について、午前9時25分から午前10時5分まで現場踏査をいたしました。①一宮海岸トイレ設置工事、②東浪見小学校遊具設置工事、③創作の里備品の3か所です。

その後、午前10時35分から、一般会計、特別会計の歳入歳出決算及び企業会計決算の審査を、総務課、都市環境課、子育て支援課、産業観光課、農業委員会の順に行い、午後3時50分に散会いたしました。

第2日目の10月16日水曜日は午前9時から、福祉健康課、教育課、企画広報課、税務課、住民課の順で審査を行い、午後2時20分に全ての審査を終了いたしました。

2、前年度の要望事項。

審査に当たり、前年度要望事項の対応状況について回答がありましたので、ご報告いたします。

現在、学童保育は定員に達している状況で、職員数の確保も難しいことから、これ以上の受入れができないとの話である。それらの改善について検討、努力されることを要望する。

この要望に対し、子育て支援課より、令和6年度からは学童保育の運営を人材確保に実績がある業者に委託を行ったとの説明があり、これにより夏休みの利用者が多い期間中は、一宮及び東浪見小学校ともに1教室ずつ増設することができ、待機児童の解消につながった。また、安定した学童保育の運営はもとより、民間事業者が有する専門的かつ高度な知識や経験等の活用により、良質なサービスをもって児童の安心・安全な放課後の居場所としての学童保育を図っているとのことでした。

3、審査の状況。

審査に当たっては、歳入が適正に確保されているか、収入未済額はいかなる理由によるものか、前年度と比較して著しい増減はないか、予算が適正に執行され最少の経費で最大の効果を上げているのか、不用額の大きなものはどのような理由によるものか、限られた財源を有効に活用し、積極的に住民ニーズに応えたものであるかなどに着目しながら審査を進めました。

なお、審査で出された質疑及び質疑に対する回答並びに委員外質問に対する回答は、別紙のとおりです。

また、質疑後の討論については、一般会計、特別会計、企業会計ともにありませんでした。
認定第1号 令和5年度一宮町一般会計歳入歳出決算の概要ですが、歳入は54億9,977万

6,816円で対前年1.4%減となっており、歳出は53億3,793万1,601円で対前年1.9%減であります。増減の主な要因として、歳入は、町税が増加したものの、新型コロナウイルスワクチン接種をはじめとした感染症対策や物価高騰対策において国の交付金が減少したほか、基金繰入金、繰越金、町債、臨時財政対策債などが減少したことによるものです。

一方、歳出は、一宮海岸トイレ設置工事、観光再始動事業などの増額要因があるものの、コロナワクチン接種事業費や湛水防除事業費などの減少に加え、財政調整基金への積立てが減少したことによるものです。

また、審査では各課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。なお、審査で出された質疑及び質疑に対する回答は、別紙のとおりです。

質疑後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第2号 令和5年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の概要ですが、歳入は14億8,466万6,876円で対前年3.6%減となっており、歳出は14億348万7,174円で対前年2.3%減であります。

年度末の加入状況については1,947世帯3,024人が加入しており、町全体の割合では、世帯数で34%、被保険者数で24.5%の加入率でした。歳入では、現年度課税分の国民健康保険税が2億8,848万6,994円で、前年度に比べ2,111万5,853円の減となっており、被保険者数の減が主な要因です。また、歳出の約6割を占める医療給付費の総額は9億1,801万8,793円で、前年度に比べ4,919万1,972円の減となっております。

審査では、住民課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。なお、審査で出された質疑及び質疑に対する回答は、別紙のとおりです。

質疑後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成により原案のとおり認定すべきと決しました。

認定第3号 令和5年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要ですが、歳入は11億1,300万4,460円で対前年3.3%増となっており、歳出は10億7,996万9,716円で対前年3.6%増であります。

被保険者数の状況は、65歳以上の第1号被保険者数は3,987人で、昨年度末より8人の減となり、本町の総人口1万2,319人に対する高齢化率は32.36%、対前年0.11ポイントの減でした。また、支える側である40歳から64歳の第2号被保険者は4,362人で32人の増となりましたが、増加傾向にある保険給付費を少しでも抑制できるよう、今後も予防事業を積極的に

実施していくとのことでした。

審査では、福祉健康課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。なお、審査で出された質疑及び質疑に対する回答は、別紙のとおりです。

質疑後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号 令和5年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要ですが、歳入は1億9,193万1,112円で対前年3.3%増となっており、歳出は1億9,192万2,155円で対前年3.6%増であります。

主な要因として、歳入の保険料は1億4,153万9,100円、対前年420万8,900円の増となり、歳出においては、後期高齢者医療広域連合納付金が1億8,381万2,054円で、被保険者数の増加により、対前年768万9,773円の増とのことでした。

審査では、住民課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。なお、審査で出された質疑及び質疑に対する回答は、別紙のとおりです。

質疑後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号 令和5年度一宮町農業集落排水事業会計決算の概要ですが、収益的収入は1億5,570万891円、資本的収入は807万7,700円、収益的費用は1億3,929万1,896円、資本的支出は3,406万1,870万円であります。

資本的支出では、決算額の執行率が9.2%となっておりますが、これは原地区処理場の改修事業3億3,620万1,560円を翌年度に繰り越すものです。また、当年度未処分利益剰余金は1,608万1,722円となっております。

審査では、産業観光課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。なお、審査で出された質疑及び質疑に対する回答は、別紙のとおりです。

質疑後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、最後に町に対して次のとおり3点の要望がありました。

1、ふるさと納税については、職員の努力により年々拡充が図られ、着実に成果が上がっている。しかしながら、町の発展のためには一層の財源確保が必要であり、企業版ふるさと納税の増額についても研究、努力されることを望む。

2、学童保育について、開所時間内の迎えが厳しいとの声がある。子育て支援の充実は、

定住移住、また少子化対策の観点からも重要であると考え。このことから、受入れ時間の延長など、何らかの対策を検討することを望む。

3、学校の給食室について、近年は夏休み後も暑い日が続き、職員にとって厳しい状況と考える。このことから暑い時期の環境改善に努めることを望む。

令和6年12月10日、決算審査特別委員会委員長、藤井幸恵。一宮町議会議長、小関義明様。
○議長（小関義明君） ご苦労さまでした。決算審査特別委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。ただいまの委員長報告には、別冊で審議中に出された質疑応答が詳細に記載されておりますので、委員長報告に対する質疑を省略して直ちに討論、採決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、質疑を省略いたします。

これより認定第1号から認定第5号までの討論及び採決に入ります。

初めに、日程第7、認定第1号 令和5年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定に対する討論に入ります。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） 承認第1号の令和5年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

本決算年度は、新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行され、経済面では異常な円安に加えてロシアのウクライナ侵略で相次ぐ物価高騰、そして稲作農家では1俵1万円から1万2,000円という低米価、これが続く中で諸資材が高騰する。肥料は1.3倍、飼料は1.4倍、光熱動力費、これが1.3倍と疲弊しております。中小零細企業についても低賃金が続き、年金の引下げなど町民経済は相対的に疲弊していました。こういった状況で推移してきました。町民の暮らしを救済、応援する予算が求められていたわけであります。

前進面では、子育て支援策である出産育児支援金、これが国の支援もあり増額されました。あとは学校給食費の第三子以降の無償化、これも県費が半分、この助成がある中で実施されましたが、大型予算の支出としては老朽化したポンプ場の改修、これに消化されてきた懸念があります。

また、移住者が定住することにより、個人町民税、それから固定資産税の評価替え、こういったことの増、ふるさと納税の1億円増収も有効活用がされずのため込まれました。厳しい暮らし応援のための施策、国保税の引下げ問題、物価高騰対策の上乗せ助成やごみ袋の無

償配布の拡大の問題、新にこにこサービスの充実、学校給食無償化の完全実施など、少しでも前へ進める改善が求められ、この点での不十分さを残した決算でありました。

以上をもって反対をいたします。以上です。

○議長（小関義明君） ほかに討論はございませんか。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） 2番、宇佐美です。

認定第1号 令和5年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

一般会計の歳入総額は54億9,977万6,816円となり、前年度からは7,587万1,600円、率にして1.4%の減少となりました。これは町税の増加があるものの、新型コロナウイルスワクチン接種をはじめとした感染症対策や物価高騰対策の国の交付金が減少したほか、基金繰入金、繰越金、町債の減少などが主な要因となり、歳入全体で減額となったものです。

また、一般会計の歳出総額は53億3,793万1,601円となり、前年度からは1億522万8,617円、率にして1.9%の減少です。こちらは、年々増え続ける障害福祉や子ども・子育て事業に関する民生費や海岸トイレ建設工事、観光再始動事業など増額要因があるものの、コロナワクチン接種事業費や湛水防除事業費の減少に加え、財政調整基金への積立ても減少となり、歳出全体で減額となったものです。

この結果、一般会計の残額は1億6,184万5,215円となり、翌年度への繰越事業の財源を差し引いた実質収支額は1億4,770万7,215円となっております。

今回の決算は新型コロナウイルスの経済低迷の状況から脱却し、今後、公共施設に関する経費が増えてくることを見越し、経費削減に力を注ぎながら、歳入と歳出のバランスに努力した結果の決算だと考えます。

以上のことから、今回の一般会計歳入歳出決算認定について賛成いたします。

以上です。

○議長（小関義明君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第7、認定第1号 令和5年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定とするものです。本案を委員長報告

のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小関義明君） 起立多数。したがって、認定第1号 令和5年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより日程第8、認定第2号 令和5年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に対する討論に入ります。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） 令和5年度の一宮町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての反対討論を行います。

本会計の国民健康保険、これは他の健保と比べましても住民負担が、この割合が非常に高い構造的な問題を抱えた保険制度であります。他の保険というのは、協会けんぽとか共済健保、あるいは大企業の従業員が加入している社保等であります。

国保世帯の平均所得家庭のモデル世帯と生活保護世帯の家計における可処分金額を比較すると、生活保護世帯のほうが多いという逆転現象が明らかとなっております。国保の抱える構造的問題の深刻さがうかがえるわけであります。根本解決には国庫負担金の、全国知事会でも要求しておりますように1兆円投入、これ以外に解決の方向がないわけでありましてけれども、当面法定外繰入金を一般会計から行い急場をしのぐ、これで税の引下げを図る、こういったことも考えられるわけでありまして。この財源としては、消費税の5%から8%に変わったときの地方消費税交付金、この増額分は社会保障費に使う、こういう規定がありますので、これを活用するということ。

また、特に子供の18歳以下に対する均等割をなくす問題、この改善が求められたわけがあります。令和6年度より2分の1に一宮町はしましたけれども、この時点では国の就学前児童に対する援助しかございませんでした。こういった点でまだまだ改善の余地がある決算であるということで反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（小関義明君） ほかに討論ありませんか。

1番、篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険は令和5年度末において、町全体の34%の世帯が加入しており、国民皆保険制度の下、誰もが安心して暮らせるよう重要な役割を果たしております。

しかしながら、被保険者の年齢構成が高く、1人当たりの医療費水準が高いことに加え、所得に占める保険税負担の割合が大きいという構造的な問題を抱えており、どこの市町村においても極めて厳しい財政状況であると言えます。

そのような中、町では国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、納税相談においては個別相談を行い、一人一人の実情に応じた対応で収納率向上に尽力しております。その結果、現年課税分の収納率は94.14%と、前年度と比較し1.16ポイントの上昇が見られました。

また、特定健診・特定保健指導、人間ドック助成事業など、生活習慣病の予防と早期発見を目的とした被保険者の健康管理や健診の受診率向上を図る事業に取り組み、医療費の削減に努めております。

以上の理由により、本特別会計は大変厳しい状況の中で適切かつ健全に運営されているものと判断し、賛成いたします。

以上。

○議長（小関義明君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第8、認定第2号 令和5年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小関義明君） 起立多数。したがって、認定第2号 令和5年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより日程第9、認定第3号 令和5年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に対する討論に入ります。

12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） それでは、認定第3号の令和5年度一宮町介護保険特別会計の歳入歳出決算について反対討論をいたします。

本制度は、社会の抱える介護問題を、各個人が抱えていたものを社会全体で支える制度として発足したものであります。しかし、度重なる制度改悪により、保険あって介護なしと言

われる状態にまで変わってしまいました。

令和5年度は第8期介護保険計画が終わる年度に当たります。国は、給付費適正化5事業のうち3事業の実施を求め、特別調整給付金、この査定を競わせるやり方、介護給付抑制につながるサービスからの卒業、この推進、保険者努力支援交付金で競わせるやり方を取っております。

また、2014年、平成26年度からは、要支援者に対する訪問介護と通所介護を介護保険サービスから切り離す町の行う総合事業に移した問題。2015年、平成27年8月からは、世帯所得金額160万円、年金収入のみの単身者には280万円以上の利用者負担、これを2割にした問題。現在、特別養護老人ホーム待機者は20名を超えている現状の中であるにもかかわらず、介護保険計画には施設増設の計画が載っていない問題。こういった数々の改善しなければならない問題が山積みであります。

町は町民介護の現場を担う立場から、制度改善の声を上げて努力することを求めて反対をいたします。

以上です。

○議長（小関義明君） ほかに討論はございませんか。

吉野繁徳君。

○10番（吉野繁徳君） 自分は令和5年度介護保険特別会計決算認定について賛成の立場で述べさせていただきます。

令和5年度は、第8期介護保険事業計画の最終年度でありましたが、介護予防事業の推進など計画に基づく各種事業に積極的に取り組むとともに、第9期事業計画も策定されるなど、揺るぎなき事業が遂行できております。

当町では65歳以上の高齢者が32%を超え、独り暮らしや高齢者世帯も増加傾向となっております。特に高齢化比率は増加してきているものの、要介護認定率は第8期介護保険事業計画の数値よりも低く抑えられております。この率は長生郡市内でも最も低い認定率となっております。これはけんこう運動教室などを町が長年精力的に取り組を行っている介護事業の効果が十二分に現れてきたものと考えられます。

また、町独自の取組である総合事業による通所型サービスAの提供などを行う介護認定者保険給付金の抑制に努めることなど、大変評価ができるものと考えます。

よって、本会計に適正かつ効果的に運営された結果であると判断し、令和5年度の介護保険決算認定に賛成するものです。

以上、報告します。

○議長（小関義明君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第9、認定第3号 令和5年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小関義明君） 起立多数。したがって、認定第3号 令和5年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより日程第10、認定第4号 令和5年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に対する討論に入ります。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） この第4号の後期高齢者医療特別会計決算認定についても反対の立場で討論いたします。

この制度は2008年、平成20年から始まった制度であります。国民を年齢で区別するやり方、そしてまた夫婦間でも年齢が違くと強制的に制度が違う保険に組み入れられてしまう、こういう状態の制度であります。そしてまた負担増と差別医療を押しつける制度にもなっております。

皆さんの中にも経験されたことがあるかもしれませんが、病気で入院しても高齢者を3か月以上診ていると医療機関の点数が減る。このようなことから追い出しが始まる。このようなことも言われております。

発足より7回にわたる医療保険料が値上げされました。私も今度、後期高齢者の広域議会の議員として選ばれましたので、何人かの高齢者に聞いてみましたが、非常に保険料が高い、こういった声を伺っております。令和4年10月1日より窓口負担が一部を除いて1割から2割に変更されました。これはもう国庫負担を抜本的に増やす以外に、あとは元の老人健康保険に制度を戻す、この制度をやめる、こういうこと以外に改善の方向がございません。こういったことの改善を強く求めて反対をいたします。

以上です。

○議長（小関義明君） ほかに討論ございませんか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 大橋です。

ただいまの案件に対して賛成討論をしたいと思います。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定、賛成討論を行います。

令和5年度一宮町後期高齢者医療特別会計決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

本制度の運営は、県内全市町村で構成する千葉県後期高齢者医療広域連合が主体であり、町は保険料の徴収のほか、各種申請、届出の受付や納付相談などの窓口業務を行い、被保険者の利便性確保を図っています。また、広域化により保険料は地域差がなく、平準化されております。

近年は団塊の世代が75歳以上となり、被保険者の増加があるものの、保険料においては収納率98.1%と前年と同様に高い率を保っています。今後も医療費の増加が見込まれますが、広域連合との連携した健康増進事業により、医療費の適正化や安定的で健全な運営が行われるものと考えます。

以上のことから、地域で安心して医療を受けられる制度体制と広域連合との連携による安定的な運営が行われていると判断し、本決算認定に賛成いたします。

○議長（小関義明君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第10、認定第4号 令和5年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小関義明君） 起立多数。したがって、認定第4号 令和5年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより日程第11、認定第5号 令和5年度一宮町農業集落排水事業会計決算認定に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小関義明君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第11、認定第5号 令和5年度一宮町農業集落排水事業会計決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小関義明君) 異議なしと認めます。したがって、認定第5号 令和5年度一宮町農業集落排水事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小関義明君) 日程第12、議案第1号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長(森 常磨君) それでは、議案第1号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の一部変更についてご説明いたします。

議案つづりの1ページをご覧ください。

本案は、下水道ストックマネジメント計画に基づく中央ポンプ場大規模改修事業の関係となります。令和5年度から繰越事業として進めてまいりましたポンプ長寿命化工事について、工事完了に伴い決算額が確定しましたので、公益財団法人千葉県下水道公社との協定金額を変更するため、建設工事委託に関する協定の一部を変更する仮の協定を10月22日に締結いたしました。これを本協定といたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

変更内容でございますけれども、下水道公社との協定金額1億2,220万円について26万円を減額し、1億2,194万円にしようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長(小関義明君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小関義明君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小関義明君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第12、議案第1号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小関義明君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小関義明君) 日程第13、議案第2号 工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長(高田 亮君) それでは、議案つづり2ページをお願いいたします。

議案第2号 工事請負契約の一部変更について。

次のとおり工事請負契約の一部を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月10日提出。一宮町長、馬淵昌也。

変更の工事名です。原地区農業集落排水処理施設改修工事になります。

こちらの契約金額を1,895万6,000円増といたしまして、変更後7億865万6,000円とするものでございます。

増額変更の内容ですが、改修工事期間中、仮設の処理装置を設置し汚水の処理を行う必要があります。処理場用地内に設置の予定でしたが、場内が手狭で工事に支障を来す可能性があることが判明したため、隣接地に仮設のヤードを造り、そちらに処理装置を置くことで解決を図るものでございます。隣接地は田であり、そのままでは使用できないため、土砂を搬入し、

整地をいたします。また、処理場と隣接地を行き来するための既設のフェンスを一時的に撤去し、工事完了後に復旧いたします。

これらに係る費用1,895万6,000円を増額するものでございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） この業者の名前を教えてください。

○議長（小関義明君） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） 業者の名称でございますが、株式会社第一テクノになります。

以上です。

○議長（小関義明君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第13、議案第2号 工事請負契約の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第14、議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） 続きまして、議案つづり3ページをお願いいたします。

議案第3号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議についてご説明を申し上げます。

千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体である布施学校組合が令和7年3月31日をもって解散することにより、組合を組織する地方公共団体の数が減少することになります。千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定については、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体との協議が必要なことから、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第14、議案第3号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第15、議案第4号 令和6年度一宮町一般会計補正予算（第5次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、議案つづり6ページをお願いいたします。

議案第4号 令和6年度一宮町一般会計補正予算（第5次）議定について。

令和6年度一宮町一般会計補正予算（第5次）を別紙のとおり提出する。

令和6年12月10日提出。一宮町長、馬淵昌也。

次のページをお願いいたします。

令和6年度一宮町の一般会計補正予算（第5次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,869万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億7,070万円とする。

第2条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

それでは、16ページ、17ページ、事項別明細書にて説明いたしますので、よろしく願いいたします。

右のほうの説明の欄で説明いたします。

まず、歳出からです。

17ページ上から4つ目、庁舎維持管理費の需用費、修繕料25万2,000円につきましては、役場前倉庫の換気扇の修繕を行うものでございます。

次の役務費、手数料、14節の工事請負費、電話線増設工事につきましては、福祉健康課の電話機増設に伴う経費でございます。

次の公有財産購入費、用地買収費です。こちらは保健センター西側の砂利の職員並びに来庁者向けの駐車場の土地になりますが、これまでは借りておりましたが、地主のほうから買ってほしいという申出がございましたので、今回1,270万を計上して買い取るものでございます。

次にその下、公用車管理運営費、備品購入費の公用車です。こちらは現在使っているハイエースが24年経過し、劣化が激しいため購入するものですが、納入見込みに半年かかりますので、車検切れ令和7年7月に間に合うように今回補正を行うものです。371万8,000円です。

1つ飛ばしまして、ふるさと応援事業714万2,000円の増額です。こちらはふるさと納税謝礼、通信運搬費、ポータルサイト使用料、ふるさと応援基金、それぞれふるさと納税の増に

伴う増額になります。

次に、小中学校給食食材物価高騰対策事業164万5,000円です。こちらにつきましては給食食材物価高騰対策負担金ということで、物価高騰対策として令和6年4月から給食1食当たり50円補助しておりますが、食材費の高騰により質・量を備えた学校給食の提供が厳しい状況であります。安定した学校給食の提供に努めるため、補助額を50円から70円に増額するものでございます。

次、19ページをお願いいたします。

真ん中より少し上、自立支援事業、介護給付費並びに障害児支援事業、障害児通所支援給付費、それぞれサービス量の増に伴う増額の補正でございます。

次に、外出支援事業210万5,000円のうちの下りの17節備品購入費、公用車、こちらはにこにこサービスで使っている車の老朽化に伴う入替えのもので196万7,000円。こちらも納入に時間がかかるため、今回補正をして来年度に購入するものになります。

次に、後期高齢者健康診査事業の中の委託料、基本健康診査委託料88万7,000円です。後期被保険者の受診が見込み以上に増加したために増額補正をするものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

放課後児童健全育成事業の委託料、システム改修委託料51万2,000円。学童利用料の改定をシステムに反映させる作業を行うものでございます。

次の児童手当支給事業、児童手当費の4,265万5,000円の増。こちらは令和6年10月より児童手当法が改正され、受給される方が300人増えたことに伴う増額補正になります。

1つ飛ばしまして、保育所運営費の備品購入費、保育所備品100万7,000円。こちらは食器消毒保管庫が古くなったため入れ替えるものでございます。

1つ飛ばしまして、予防接種事業、こちらは各種予防接種委託料ということで、子宮頸がん予防接種の委託料です。令和6年度はキャッチアップ接種の最終年度となるので、接種勧奨の効果もあり、駆け込み接種が見込みより多くなったことによる増額補正でございます。508万9,000円でございます。

その下、子ども医療助成事業、扶助費の子ども医療助成費1,383万円の増。8月から対象者が高校生まで広がったことによる増額の補正でございます。

次に、保健センター管理運営費、修繕料108万4,000円です。こちらは浄化槽、計量槽破損の修繕、あと照明器具5か所の交換の費用でございます。

1つ飛ばしまして、農業振興事業、一宮町新規需要米推進事業費補助金、減額の49万

4,000円。こちらは対象面積の減少によるものです。

1つ飛ばして、下の飼料用米等拡大支援事業補助金、こちらは固定団地型を当初計上していなかったんですが、補助対象になったため増額補正をして対応するものでございます。87万6,000円です。

次、23ページをお願いいたします。

真ん中より少し上、新設改良事業です。工事請負費、道路改良工事、こちら補助事業5,000万円でございます。こちらは町道1-7号線の橋梁架替工事になりますが、来年度予定しておりましたが、ガス、水道の切り回し、移設に数か月の期間が必要となるため、県内他市町村の不用額を利用し、前倒しで工事を行うために今回補正するものでございます。55%の国の補助がございます。

次、一番下、東浪見小学校管理運営事業、次、24ページをお願いいたします。委託料、建物調査診断委託料になります、625万9,000円。こちらは東浪見小学校の校舎耐力度調査委託料になります。前回の大規模改修から約15年が経過し、屋上の防水シートの破れや壁の亀裂等の影響により、校舎内の至るところで雨漏りが発生し、学校運営に影響を及ぼしている。応急修繕を実施しても完全に雨漏りを防ぐことができず、根本的な改修が必要であるが、どこまでの改修を実施すべきか判断するために、専門的な調査のための調査診断費用を計上いたしております。

次に、一宮小学校管理運営事業、こちらの14節工事請負費、高圧受電設備改修工事、点検で見つかった不具合を早急に直す必要があるため138万1,000円を計上してございます。

1つ飛ばしまして、東浪見小学校教育振興事業、同じく一宮小学校教育振興事業のネットワークアセスメント業務委託料、各校64万5,000円です。こちらはデジタル教科書を一斉に使用すると通信が遅くなり、授業の進行に支障が出ている状態であると。その問題点を可視化し、ネットワーク環境の改善を行う必要があるために調査を行うものでございます。

その下、中学校の学校管理運営事業になります。需用費の修繕料132万円です。消防設備の修繕、非常放送設備スピーカー4台、あと自動火災報知機3台の交換、あと照明器具18か所の修繕、交換になります。

1つ飛ばしまして、教育振興事業、ネットワークアセスメント業務委託料64万5,000円は、小学校の内容と同様のものとなります。

一番下、臨海運動公園管理運営費、工事請負費、野球場ネット張替工事174万7,000円。こちらは老朽化によりましてフェンスが破損、大きな穴が空き、ファールボールがフェンスを

越えてけが人が発生する危険があるため、至急張り替えを行うために計上してございます。

次、27ページです。

2つ目、G S Sセンター管理運営費、需用費の修繕料86万5,000円です。G S Sセンター西側、排煙オープンハンドルの修繕、2階の南側アクリル窓の修繕の費用でございます。

それでは、続いて歳入の説明になります。

14、15ページにお戻りください。

続いて歳入です。

16款国庫支出金、1目の民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金1,343万5,000円については、歳出の自立支援事業、障害児支援事業の増に伴う国の負担分になります。

3目の児童手当負担金3,686万7,000円も歳出増に伴う国の負担分でございます。

同じく16款国庫支出金、4目土木費国庫補助金、1節土木費補助金2,750万円は、1-7号線橋梁架替工事の交付金になります。

5目教育費国庫補助金、1節教育費補助金64万2,000円は、小中学校のネットワークアクセス委託料に対する補助金です。

次に、17款県支出金、1目民生費県負担金869万4,000円は、自立支援事業、障害児支援事業、児童手当の増に伴う県の負担分となります。

同じく17款県支出金、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金201万円は、子ども医療費助成費の県補助金でございます。

4目農林水産業県補助金、1節農業費補助金87万6,000円は、飼料用米等拡大支援事業の県補助金になります。

19款寄附金、2目ふるさと応援寄附金、1節ふるさと応援寄附金は751万2,000円の増額補正でございます。

20款繰入金、ふるさと応援基金繰入金1,704万2,000円は、保育所食器消毒保管庫購入、子育て世帯応援の給食食材物価高騰対策、一宮小学校高圧受電設備改修工事、東浪見小学校建物調査診断委託料、小中学校3校ネットワークアセスメント委託、あと公用車キャラバンの購入、野球場ネット改修工事にそれぞれ充てるため、基金から繰り入れるものでございます。

8目福祉振興基金繰入金196万6,000円は、新にこここサービスの車両買換えに充てるものでございます。

1つ飛ばしまして、22款諸収入、3項受託事業収入、2目1節後期高齢者医療広域連合受託収入72万7,000円は、基本健康診査増に伴う増額でございます。

23節町債、3目土木債、1節公共事業等債2,020万円は、町道1-7号線橋梁架替工事に充てるもので増額をいたします。

最後に下から3番目、21款繰越金5,110万6,000円の増額補正は、歳出の各事業に補助金や起債等を充ててもなお不足する分について、前年度繰越金で賄うものでございます。

最後に、繰越明許費と地方債の補正です。

10ページ、11ページをお願いいたします。

まずは10ページです。

第2表繰越明許費、2款総務費、1項総務管理費、公用車管理運営事業、先ほど説明しましたハイエースの購入費371万8,000円。民生費、社会福祉費、外出支援車両購入事業、にこの車の入替え196万7,000円です。土木費、道路橋梁費、町道1-7号線道路改良事業、こちらは1-7号線の改良事業で5,000万円。教育費の小学校費、東浪見小学校校舎耐力度調査事業625万9,000円、それぞれ交付するものでございます。

次、11ページ、第3表地方債補正です。

町道1-7号線道路改良事業に伴うもので、2,020万円を追加し、限度額1億2,880万円とするものでございます。

説明のほうは以上になります。よろしくをお願いいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

6番、小林正満君。

○6番（小林正満君） 6番、小林です。

議案つづり17ページ、中ほどのちょっと上になりますが、庁舎維持管理費の中のその下、16番、公有財産購入費、用地買収費についてお聞きします。

西側駐車場のほうで127坪、坪10万で購入するということですが、前の説明聞いたときには地主の要望で坪10万で買うというような話を聞いたんですが、それについて町は土地を購入するのに何らかの基準がないんでしょうか。それをお聞きします。

○議長（小関義明君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） 通常、町が用地買収をする場合は、近隣の宅地の価格を調べまして、それを0.7で除して平米数を掛けるという形を取っております。それでいきますと、計算しますと、その計算でいくと坪7万9,200円という数字なんですけど、今回のこの10万に関しては、申出の方がどうしてもこれで買ってほしいと、これでないとなれないというこ

とでございましたので、交渉はしましたけれども、結果坪10万円で買うということでございます。よろしくをお願いします。

○議長（小関義明君） 小林正満君。

○6番（小林正満君） 坪7万9,000円ですか、という基準なんですけれども、通常の公共用地買収の場合は5,000万円以下は無税ですよ。例えばその10万円という価値は一般的に言うところと12万5,000円、2割税金取られて10万円という形で、通常の12万5,000円と基準が同じという形で考えてよろしいわけですよ。その7万幾らというのは、それは一般的な金額じゃなくて、公共用地買収として7万幾らなんですか。

○議長（小関義明君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） これは町のほうの運用の中でこういう決めをしてありまして、基本的にはこれの運用の仕方です。これまで購入をしてございます。

○議長（小関義明君） 小林正満君。

○6番（小林正満君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（小関義明君） ほかに質疑ございませんでしょうか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） ただいまのやつの11ページ、地方債補正というところなんですけれども、この限度額の意味がちょっとよく分からないので教えてもらえますか。何が限度なんですか。

○議長（小関義明君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） 借入れの限度額です。

○5番（大橋照雄君） 借入れの限度額が上がったということですか。

○議長（小関義明君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） 今回追加しましたので、この限度額を上げないと借りられませんので、限度額の追加です。

○議長（小関義明君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小関義明君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第15、議案第4号 令和6年度一宮町一般会計補正予算(第5次)議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小関義明君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで会議再開1時間以上経過いたしましたので、15分程度の休憩をいたしたいと思えます。15時35分です。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時35分

○議長(小関義明君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小関義明君) 日程第16、議案第5号 令和6年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

目良住民課長。

○住民課長(目良正巳君) それでは、議案第5号 令和6年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3次)議定についてご説明をさせていただきます。

議案つづりの36ページをお願いします。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,461万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明をいたします。

42、43ページをお願いいたします。

右側の説明欄でご説明させていただきます。

国民健康保険運営事務費の手数料の増額でございますが、オンラインにより資格の取得、

喪失、診療明細審査を行うもので、単価の引上げによるものでございます。

続きまして、一般被保険者保険税還付金は社会保険に加入したことによるもの、その他償還金は令和5年度分の出産育児一時金臨時補助金の交付額の確定によるものでございます。

続きまして、40、41ページをお願いいたします。

歳入でございますが、6款繰入金につきましては運営事務費1万8,000円を、7款繰越金は不足する財源85万9,000円を前年度の繰越金から充てるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第16、議案第5号 令和6年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第17、議案第6号 令和6年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関福祉健康課長。

○福祉健康課長（関 晴美君） それでは、議案第6号 令和6年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第2次）議定についてご説明いたします。

議案つづりの46ページをご覧ください。

第1条でございます。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億770万3,000円にしようとするものです。

初めに、歳出についてご説明いたします。

議案つづりの53ページ、説明欄をご覧ください。

1行目の訪問調査事業の旅費6万2,000円の増額につきましては、訪問調査を行う認定調査員1名増員に伴う費用弁償でございます。

続きまして、2行目の居宅介護福祉用具購入費給付事業の負担金補助及び交付金40万2,000円の増額につきましては、介護及び介護予防のいずれも1件当たりの単価の増に伴い、不足分を増額するものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

議案つづりは50ページにお戻りください。

補正予算の財源であります。上から、国庫負担金、国庫補助金、支払基金交付金、県負担金及び一般会計繰入金について、歳出の補正予算額に対する定率額を計上し、なお不足する財源を前年度繰越金から充てようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 50ページの支払基金交付金なんですけれども、これ町のお金ですよね。上から3番目、補正、10万8,000円のところ、50ページ。

○議長（小関義明君） 関福祉健康課長。

○福祉健康課長（関 晴美君） こちらにつきましては、歳出の補正予算額に伴いまして、支払基金交付金の27%分について歳入を計上しているものでございます。

以上でございます。

○5番（大橋照雄君） 町が出す。

○福祉健康課長（関 晴美君） こちらにつきましては、歳入でこちらは受入れするものになります。

以上でございます。

○議長（小関義明君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小関義明君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小関義明君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第17、議案第6号 令和6年度一宮町介護保険特別会計補正予算(第2次)議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小関義明君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小関義明君) 日程第18、議案第7号 令和6年度一宮町農業集落排水事業会計補正予算(第3次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長(田中一郎君) それでは、議案第7号 令和6年度一宮町農業集落排水事業会計補正予算(第3次)議定についてご説明いたします。

議案つづりの54、55ページをお願いいたします。

第1条、令和6年度一宮町農業集落排水事業会計補正予算(第3次)の予算は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度一宮町農業集落排水事業会計予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「299万8,000円」は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「299万8,000円」で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出科目第1款第1項建設改良費2億179万2,000円に2万2,000円を増額補正し、補正後予算額を2億181万4,000円とし、第1款農業集落排水事業資本的支出の補正後予算額を2億2,994万9,000円とするものです。

それでは、今回の補正予算の詳細についてご説明させていただきます。

議案つづりの60、61ページをお開きください。

令和6年度一宮町農業集落排水事業会計第3次補正予算の事項別明細書の資本的支出になりますが、第4条に規定します資本的支出のうち、1款1項1目施設整備費の4節使用料、賃借料について、2万2,000円を増額補正するものでございます。

今回の補正内容でございますが、今年度から着手しております原地区の農業集落排水処理施設の改修工事に伴い、処理場北側の土地を資材置場として使用するに当たり、今年度分の4か月分の土地の借上料として2万2,000円を増額補正をするものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

8番、鶴沢一男君。

○8番（鶴沢一男君） 剰余金の今後の使い道を示してください。

○議長（小関義明君） はい、どうぞ。

○8番（鶴沢一男君） 内部に留保されている剰余金、今後の使い道の考えがあるなら示してください。

○議長（小関義明君） 田中産業課長。

○産業観光課長（田中一郎君） 剰余金につきましては、今時点でこれに使うという計画はないんですが、急遽、大型、大きな修繕等があれば、そちらのほうに緊急的に充てるような考えでおります。

以上でございます。

○議長（小関義明君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第18、議案第7号 令和6年度一宮町農業集落排水事業会計補正予算（第3次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小関義明君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小関義明君) 日程第19、同意案第1号 一宮町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長(馬淵昌也君) 皆様、どうぞ議案つづりの62ページをご覧いただきたいと思います。

一宮町教育委員会教育長の任命につき、議会の皆様に同意をお求めすることについて、ご説明をいたします。

現在、本町の教育委員会教育長としてご活躍いただいております竹之内達生さんは、令和7年1月31日をもって任期が満了されます。

つきましては、引き続き教育長として竹之内達生さんを任命していただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項に基づき、議会のご同意をお願いするものがあります。

竹之内さんは、令和4年4月から、本町の教育委員会教育長として、町教育行政の充実にご尽力いただいております。

学校教育においては、教育委員会主導の下、学校と地域の連携に係る事業として、コミュニティスクールを各小中学校に導入するとともに、就学前からの学びの連続性を重視した教育や、児童生徒一人一人のニーズに応じたきめ細やかな教育に向けた人員配置や環境整備、また、教職員の働き方改革の一つである校務支援システムの導入などに意欲的に取り組み、当町の教育力向上を図るための体制づくりを推進しております。

社会教育においては、令和4年度からスタートした新編一宮町史編さん事業や、中央公民館をはじめとする社会教育施設の環境整備など、生涯学習や文化振興にも積極的にお力添えをいただいております。

児童生徒はもちろん、地域の方々や、教職員、町職員からの信頼も厚く、温厚誠実で、人格、識見ともに大変優れており、確かな教育信条の下、当町の教育行政はもとより、町行政全般にわたり誠意を持って取り組んでおられます。本町の教育長として適任者と存じますの

で、議会の皆様のご同意をお願いいたしたく、上程申し上げるものであります。

なお、任期は令和7年2月1日から令和10年1月31日までとなります。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入りますが、人事案件の質疑、討論に当たっては、個人の私生活にわたる言動などプライバシーに関することや、無礼な言葉を使用することのないよう、十分注意してください。

それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第19、同意案第1号 一宮町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は会議規則第80条に基づき、投票により採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（小関義明君） 8番、鵜沢一男君。

○8番（鵜沢一男君） 本人が議場にいますけれども、いいんですか。

○議長（小関義明君） 本人の採決権がないということで、今まで特別職については同席をしております。

ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に6番、小林正満君と7番、鵜沢清永君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載を願います。

なお、白票の取扱いは、会議規則82条により、否とみなします。

(投票用紙配付)

○議長（小関義明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小関義明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（小関義明君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に賛成または反対を記載しましたら、1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長（小関義明君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小関義明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

6番、小林正満君と7番、鶴沢清永君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長（小関義明君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 13票

反対 0票

以上のとおりです。賛成多数です。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 日程第20、発議案第1号 国庫負担で学校給食費の無償化を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。

国庫負担で学校給食費の無償化を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

令和6年12月10日提出。

提出者、一宮町議会議員 藤井幸恵。賛成者、一宮町議会議員 袴田 忍、畑場博敏、鶴沢一男、小林正満、大橋照雄。

一宮町議会議長、小関義明様。

国庫負担で学校給食費の無償化を求める意見書の内容を説明いたします。

近年、少子高齢化が進む中、こども家庭庁を中心に国ではこれまで以上に総合的かつ一体的に子ども施策を進めるとしている。

憲法第26条で義務教育は無償とすることが定められており、学校給食法・食育基本法で、学校給食は教育の一環であることが明記されている。直近では国が「こども未来戦略方針」に基づき、学校給食の実態調査も実施した。

しかし現在のところ、学校給食に係る経費負担については、食材費は保護者負担、人件費、施設・設備費等は学校設置者の負担となっており、国の直接的な関与は認められない。

学校給食の意義に鑑み、給食の無償化、あるいは保護者負担の軽減に取り組む自治体が増加している。千葉県では21自治体（令和6年9月現在）長生郡内では半数の3自治体を実施している。しかし、その取り組みにおいて自治体の財政状況等による格差が生じているのも事実である。

国民がどこに住んでいても格差を生じることなく、等しく義務教育を受けられるようにすることは国の責務であり、給食の無償化を全国の義務教育諸学校で実現するには、国の直接的な関与が必要不可欠である。

よって国においては、国の負担で学校給食費無償化を迅速に実施するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月10日。

千葉県長生郡一宮町議会議長、小関義明。

内閣総理大臣、石破茂様。総務大臣、村上誠一郎様。財務大臣、加藤勝信様。文部科学大臣、あべ俊子様。

以上です。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第20、発議案第1号 国庫負担で学校給食費の無償化を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで日程追加のため暫時休憩いたします。そのまましばらくお待ちください。

休憩 午後 4時02分

再開 午後 4時04分

○議長（小関義明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（小関義明君） お諮りいたします。発議案第2号を、お手元に配付いたしました追加日程表のとおり日程に追加し、追加日程1の日程第1として直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） 異議なしと認めます。したがって、発議案第2号を日程に追加し、追加日程1の日程第1とすることに決定いたしました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小関義明君） 追加日程1の日程第1、発議案第2号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬再改定を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） それでは、発議案第2号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬再改定を求める意見書について説明をいたします。

提出者と賛成者は表題に書いてあるとおりでございます。

1枚めくっていただきまして、訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬再改定を求める意見書。

これは請願内容と同じでございますので、省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月10日。

千葉県長生郡一宮町議会議長、小関義明。

内閣総理大臣、石破様。厚生労働大臣、福岡様。財務大臣、加藤様。

以上です。

○議長（小関義明君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小関義明君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

8番、鶴沢一男君。

○8番（鶴沢一男君） 私は反対の立場で討論いたします。

訪問介護の基本報酬については、国の所管する重要な案件であります。これは医療報酬、そして医薬価基準の認定、もっと言えば地方の最低賃金の決定、そういうのは国のなすべき

仕事と考えております。当議会で議論する資料も知識も、なかなか難しいと私は考えます。

よって、本議会で意見を述べるのはふさわしくないと考え、反対いたします。

○議長（小関義明君） ほかに討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（小関義明君） お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小関義明君） 起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出いたします。

◎閉会の宣告

○議長（小関義明君） 以上で本定例会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして令和6年第4回一宮町議会定例会を閉会いたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

閉会 午後 4時08分